

令和6年度 公の施設の指定管理者モニタリング評価結果について

指定管理者のモニタリングを行い、次のとおり結果を取りまとめましたので、公表します。

1 モニタリングの定義

モニタリングとは、指定管理者による公の施設の管理運営に関し、法令、条例、協定書、仕様書等で定めている施設の運営や維持管理に関する業務を、指定管理者が適切に実施しているか等について点検し、評価することです。

2 目的

モニタリングの目的は、その実施結果を踏まえて、指定管理者に対し業務の改善を促すとともに、次回の指定に向けて、公募条件、管理手法等の見直しを行い、施設の効果的、効率的な運用を図ることで、市民サービスの向上を図るものです。

3 今回の評価対象

令和6年度において指定管理を実施した施設（113施設）のうち、中町・高田／宇品航路を除く112施設を対象とします。

※中町・高田／宇品航路については、別途実施し公表しています。

4 評価方法

(1) 指定管理者による自己評価

指定管理者が、年度終了後に「公の施設の指定管理者モニタリング評価シート（以下「評価シート」という。）」を作成します。

評価は、次のとおり3段階（a・b・c）で行います。

表 評価基準

協定や事業計画等を遵守した上で、更に独自の取組等を実施している。	a（優良）
協定や事業計画等を遵守し、適切に実施している。	b（良好）
協定や事業計画等を遵守できていない箇所がある。	c（要改善）
該当なし	—

(2) 施設管理課による評価

業務内容の確認結果及び指定管理者の自己評価をもとに、施設所管課が(1)と同様の評価を行い、協定や事業計画等を遵守できているかどうか確認します。

(3) 総合評価

(2)の評価内容をもとに、施設所管課が総合評価基準に沿って総合評価を行います。この際、評価内容及び指摘事項を整理して記載します。

表 総合評価基準

評価にcが含まれず、かつaが3つ以上含まれている。	A（優良）
A（優良）、C（要改善）に該当しないもの。	B（良好）
cが2つ以上含まれている。	C（要改善）

5 評価結果

別添の「令和6年度 公の施設の指定管理者モニタリング評価結果一覧」及び「令和6年度 公の施設の指定管理者モニタリング評価シート」のとおり。

令和6年度 公の施設の指定管理者モニタリング評価結果一覧

【江田島市】

番号	公の施設名	指定管理者	所管課	指定管理期間	募集方法	指定管理料(千円)	収支(千円)	利用者数等	総合評価	評価内容及び指摘事項	(参考) 前回評価
1	江田島市シルバーワークプラザ	公益社団法人江田島市シルバー人材センター	高齢介護課	R3.4.1 ~R8.3.31 (5年)	非公募	0	▲ 682	10人	B	施設の管理運営については引き続き適正に行われている。施設の利用促進についても、毎年実績がある状況となっている。現行の広報誌や屋内掲示に加えてHPへの掲載、啓発活動等のPRに努めているが、工夫により、更なる効果が見込めることからB評価とした。	B
2	江田島市海辺の新鮮市場	株式会社 江田島荘	農林水産課	R6.4.1 ~R11.3.31 (5年)	公募	1,440	0	23,464人	B	1階物販においては、市内のお土産物の販売を実施し、2階飲食においては、地元食材を活用したメニュー作りに取り組むことによって、利用者の増加を推進している。	-
3	小用漁業用作業保管施設(第1号)外8施設(水産業振興施設)	東江漁業協同組合	農林水産課	R3.4.1 ~R8.3.31 (5年)	非公募	0	2,294	40人	B	定期的に保守点検を行い、適切な施設の維持管理に努めている。	B
4	切串漁船保全施設外3施設(水産業振興施設)	切串漁業協同組合	農林水産課	R3.4.1 ~R8.3.31 (5年)	非公募	0	62	67人	B	定期的に保守点検を行い、適切な施設の維持管理に努めている。	B
5	宮ノ原漁業用作業保管施設外8施設(水産業振興施設)	江田島漁業協同組合	農林水産課	R3.4.1 ~R8.3.31 (5年)	非公募	0	47	50人	B	定期的に保守点検を行い、適切な施設の維持管理に努めている。	B
6	鹿川漁業用作業保管施設(第1号)外27施設(水産業振興施設)	鹿川漁業協同組合	農林水産課	R3.4.1 ~R8.3.31 (5年)	非公募	0	0	2,698人	B	定期的に保守点検を行い、適切な施設の維持管理に努めている。	B
7	高田漁船保全施設外7施設(水産業振興施設)	内能美漁業協同組合	農林水産課	R3.4.1 ~R8.3.31 (5年)	非公募	0	0	69人	B	定期的に保守点検を行い、適切な施設の維持管理に努めている。	B
8	畑漁港漁船保全施設(水産業振興施設)	沖漁業協同組合	農林水産課	R3.4.1 ~R8.3.31 (5年)	非公募	0	0	50人	B	定期的に保守点検を行い、適切な施設の維持管理に努めている。	B
9	三高東漁業用作業保管施設(2号)外16施設(水産業振興施設)	三高漁業協同組合	農林水産課	R3.4.1 ~R8.3.31 (5年)	非公募	0	0	60人	B	定期的に保守点検を行い、適切な施設の維持管理に努めている。	B
10	美能漁船保全施設外4施設(水産業振興施設)	美能漁業協同組合	農林水産課	R3.4.1 ~R8.3.31 (5年)	非公募	0	0	80人	B	定期的に保守点検を行い、適切な施設の維持管理に努めている。	B

令和6年度 公の施設の指定管理者モニタリング評価結果一覧

【江田島市】

番号	公の施設名	指定管理者	所管課	指定管理期間	募集方法	指定管理料(千円)	収支(千円)	利用者数等	総合評価	評価内容及び指摘事項	(参考) 前回評価
11	深江漁業用作業保管施設(第1号)外4施設(水産業振興施設)	深江漁業協同組合	農林水産課	R3.4.1 ~R8.3.31 (5年)	非公募	0	0	85人	B	定期的に保守点検を行い、適切な施設の維持管理に努めている。	B
12	大原漁業用作業保管施設(第1号)外9施設(水産業振興施設)	大原漁業協同組合	農林水産課	R3.4.1 ~R8.3.31 (5年)	非公募	0	838	112人	B	定期的に保守点検を行い、適切な施設の維持管理に努めている。	B
13	柿浦漁業用作業保管施設外7施設(水産業振興施設)	大柿町漁業協同組合	農林水産課	R3.4.1 ~R8.3.31 (5年)	非公募	0	0	1,600人	B	定期的に保守点検を行い、適切な施設の維持管理に努めている。	B
14	江田島市交流促進センター	余防生産振興組合	農林水産課	R3.4.1 ~R8.3.31 (5年)	非公募	869	1,853	22,554人	B	協定や事業計画等を遵守して事業を継続している。 経営状況を改善するため、メニュー及び料金等の一新を行っている。	B
15	江田島市ふるさと交流館	一般社団法人江田島市観光協会	商工観光課	R3.4.1 ~R6.10.31 (4年)	非公募	1,691	419	4,166人	B	協定等に基づき、適正に運営されている。本市の観光振興のため、特産品販売等の周知や施設利用者数の増加など独自事業に努めてほしい。	B
16	真道山森林公園	公益社団法人江田島市シルバー人材センター	商工観光課	R5.4.1 ~R10.3.31 (5年)	公募	3,000	▲ 132	3,008人	B	年間を通じて草刈り等の手入れが行き届き、施設の老朽化にも適宜修繕をするなど利用者へのサービス向上に努めている。新たな取り組みとして実施した夏休みミニキャンプ等をはじめ、施設を活用した事業を継続し、利用者の増加に取り組んでもらいたい。	B
17	入鹿海浜環境活用施設	沖漁業協同組合	商工観光課	R3.4.1 ~R8.3.31 (5年)	非公募	0	0	0人	B	入鹿海浜環境活用施設と入鹿多目的公園を一体的に管理運営し、経費の削減や効果的な運営が認められる。棧橋設置時には、気象状況を確認し、施設が破損しないよう対応している。	B
18	入鹿多目的公園	沖漁業協同組合	商工観光課	R3.4.1 ~R8.3.31 (5年)	非公募	0	149	688台	B	入鹿海浜環境活用施設と入鹿多目的公園を一体的に管理運営し、経費の削減や効果的な運営が認められる。除草業務を実施し、施設の維持管理を適切に実施している。	B
19	サンビーチおきみ	株式会社大柿産業	商工観光課	R4.4.1 ~R8.3.31 (4年)	公募	10,000	2,505	24,940人	A	旅行需要が戻りつつある状況に対応し、宿泊プランの造成やイベント事業などを実施することで前年度以上の増収を図るとともに、自己資金等による負担額も減少し経営改善ができたことは大いに評価できるためA評価とする。	B

令和6年度 公の施設の指定管理者モニタリング評価シート

(評価対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日)

福祉保健 部 高齡介護 課

1 指定管理の概要等 (基礎情報)

公の施設名	江田島市シルバーワークプラザ		
所在地	江田島市江田島町中央一丁目15番15号		
設置根拠(法令等)	江田島市シルバーワークプラザ設置及び管理条例		
設置目的	高齢者の労働能力の活用を図り、併せて地域住民の福祉の向上に資することを目的とする。		
指定管理者の業務	(1)施設の利用調整に関する業務 (2)施設の維持管理及び修繕に関する業務 (3)利用料金の収受に関する業務		
施設規模等	構造：鉄骨造平屋建、延面積423.88㎡		
指定管理者名	公益社団法人江田島市シルバー人材センター		
所在地	江田島市江田島町中央一丁目15番15号		
代表者	理事長 渡辺 高久		
公募/非公募	非公募		
利用料金制の有無	有		
指定期間(年数)	令和3年4月1日	～	令和8年3月31日 (5年間) 期 第4期目
ホームページアドレス	http://etaiima-sc.com		
その他特記事項			

2 業務内容の確認方法等

項目	実績	内容
事業報告書等	○	収支決算書等
会議・打ち合わせ等		
現地調査・立入検査	○	施設管理状況確認等

3 収支状況及び利用状況

区分	R3.4.1 ～R4.3.31	～R4.4.1 ～R5.3.31	～R5.4.1 ～R6.3.31	～R6.4.1 ～R7.3.31	～	備考
	収支状況(千円)					
収入(a)	13	14	3	3		
指定管理料	0	0	0	0		
利用料金収入	13	14	3	3		
その他収入	0	0	0	0		
支出(b)	769	649	678	685		
人件費						
管理費	769	649	678	685		
光熱水費	769	649	678	685		
修繕料	0	0	0			
委託料	0	0	0			
その他支出	0	0	0			
うち市への負担金	0	0				
差引(a-b)	▲756	▲635	▲675	▲682		自己資金を充当
利用者数	13人	4人	8人	10人	人	
その他()						

4 評価

※自己評価欄には指定管理者が、市所管評価欄には市担当課が、それぞれの項目の評価を a～c で記載してください。
 【特記事項】欄には、その評価を行った具体的理由を記載してください。なお、指定管理者が記載した場合は(指)を、市担当課が記載した場合には(市)を、記載した文章の先頭に付けてください。

(1) 管理運営等の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 施設の管理運営	協定等に基づき、運営日時の遵守や、施設や備品の適正な維持管理が行われているか。	b	b
【特記事項】	(指) 管理条例・管理運営規則・協定書に基づき、適正に運営している。 高齢者の能力が十分発揮できるよう、作業室の点検・改善を行い作業しやすく安全な作業環境の確保に努めている。 職員により館内及び周辺の清掃・点検を行い、良好な施設環境の維持に努めている。		
② 使用許可	使用許可、使用制限、許可条件の変更や、それらの平等な取扱いができているか。	b	b
【特記事項】	(指) 丁寧な対応を心掛け、使用許可している。 管理運営規則に基づき適正に処理している。 (市) 利用許可、利用簿等の保管、収支の報告等適正に行われている。		
③ 利用料金の取扱い	利用料金の設定及び取扱いが適正に行われているか。	b	b
【特記事項】	(指) 事務局だより及び広報誌「きらめき」で利用料を周知している。 承認済の利用料金に基づき適正に処理している。		
④ 実施体制	業務執行に必要な職員体制が確保できているか。	b	b
【特記事項】	(指) 業務履行に必要な職員体制を確保している。 職員は各種研修に参加し、管理業務に対するスキルアップに努めている。		
⑤ 危機管理	事故や災害等、緊急事態に対応できる体制が取れているか。	b	b
【特記事項】	(指) 事業計画に明記したとおり、実践している。		
⑥ 情報管理	秘密保持や個人情報保護を適切に行っているか。	a	a
【特記事項】	(指) 情報管理はセンター制定の個人情報保護規定等に従い適正・厳格に処理している。 (市) 事業計画等を遵守し、独自に特定個人情報事務取扱規定を定め、特定個人情報の入手日から廃棄日までをリスト化し保管するなど、適正に管理している。		

(2) サービス提供の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 事業実施	事業計画等に掲げた事業が適切に実施されているか。	b	b
【特記事項】	(指) ワークプラザの管理は適切に行われている。 研修・講習会を定期的に行い、安全就業に努めている。 ワークプラザにおいて市民参加の剪定講習会及びこども預り基礎講座を行った。		
② 利用者対応	利用者に対する公平性の確保や接遇ができているか。	b	b
【特記事項】	(指) 利用者に対して親切・丁寧な対応をしている。		
③ 苦情・要望への対応	苦情・要望等への体制整備や対応が適切になされているか。	b	b
【特記事項】	(指) 苦情は発生していない。		

(3) 指定管理者の経営安定性の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
		① 団体の経営状況	指定管理業務を継続して実施できる経営状況にあるか。
【特記事項】	(指) 令和5年度から補助金減額と厳しい状況にあるが、会員加入促進を図り、新たな就業開拓に努める。継続して実施できると判断している。 (市) 事業収入もあり、継続実施はできているが、運営に当たっては市の補助金が必要であることから、b評価とした。		

(4) その他特記事項 ((1)～(3)以外で特別な取組等の実施等があれば記載してください。)

令和5年度から、別の指定管理者となっている真道山森林公園で「児童夏休みミニキャンプ」を実施。世代間交流を促進することで、利用者へのPRに努める事業を実施。(令和7年度も継続実施予定)

----- これ以降は市所管課が記入します。指定管理者は記入しないでください。 -----

5 総合評価

総合評価	評価内容及び指摘事項
B	施設の管理運営については引き続き適正に行われている。施設の利用促進についても、毎年実績がある状況となっている。現行の広報誌や屋内掲示に加えてHPへの掲載、啓発活動等のPRに努めているが、工夫により、更なる効果が見込めることからB評価とした。

【参考】現指定管理者の過去の評価結果

総合評価	H30. 4. 1 ～ H31. 3. 31	H31. 4. 1 ～ R2. 3. 31	R2. 4. 1 ～ R3. 3. 31	R3. 4. 1 ～ R4. 3. 31	R4. 4. 1 ～ R5. 3. 31	R5. 4. 1 ～ R6. 3. 31
		B	B	B	B	B

【参考】評価の基準

区分	評価	内容
評価基準	a (優良)	協定や事業計画等を遵守した上で、更に独自の取組等を実施している。
	b (良好)	協定や事業計画等を遵守し、適切に実施している。
	c (要改善)	協定や事業計画等を遵守できていない箇所がある。
	—	該当なし
総合評価基準	A (優良)	評価にcが含まれず、かつaが3つ以上含まれている。
	B (良好)	A (優良)、C (要改善) に該当しないもの。
	C (要改善)	cが2つ以上含まれている。

令和6年度 公の施設の指定管理者モニタリング評価シート

(評価対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日)

産業 部 農林水産 課

1 指定管理の概要等（基礎情報）

公の施設名	江田島市海辺の新鮮市場		
所在地	江田島市江田島町江南一丁目1番37号		
設置根拠(法令等)	江田島市地域産物展示販売施設設置及び管理条例		
設置目的	特産品の販売を行うことにより、地域の振興を図る。		
指定管理者の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・設置目的を達するための事業実施 ・施設等の管理運営 		
施設規模等	施設内容：店舗、休憩所外 建築面積：189.42㎡、延べ床面積：393.72㎡		
指定管理者名	株式会社 江田島荘		
所在地			
代表者			
公募／非公募	公募		
利用料金制の有無	有		
指定期間(年数)	令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）	期	第1期目
ホームページアドレス	Instagram (@amamo.etajima)		
その他特記事項			

2 業務内容の確認方法等

項目	実績	内容
事業報告書等	○	管理運営状況報告書
会議・打ち合わせ等	○	実施体制等の聞き取り
現地調査・立入検査	○	現地調査

3 収支状況及び利用状況

区分	R6.4.1 ～R7.3.31	～	～	～	備考
収 支 状 況 （ 千 円 ）	収入 (a)	43,637			
	指定管理料	1,440			
	利用料金収入	29,131			
	その他収入	13,066			自己資金等
	支出 (b)	43,637			
	人件費	10,365			
	管理費	3,929			
	光熱水費	2,409			
	修繕料	264			
	委託料	1,256			
その他支出	29,343				
うち市への負担金	0				
差引 (a-b)	0				
利用者数	23,464人	人	人	人	人
その他()					

4 評価

※自己評価欄には指定管理者が、市所管評価欄には市担当課が、それぞれの項目の評価をa～cで記載してください。
 【特記事項】欄には、その評価（特にa評価の場合）を行った具体的理由を記載してください。
 a評価は、協定や事業計画等を遵守するだけでなく、更に独自の取組等を実施しているものが該当になります。
 (独自の取組等がない場合はb以下になります。)。なお、指定管理者が記載した場合は(指)を、市担当課が記載した

(1) 管理運営等の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 施設の管理運営	協定等に基づき、運営日時の遵守や、施設や備品の適正な維持管理が行われているか。	b	b
【特記事項】	(指)営業日は毎日、店舗内及びトイレを清掃し、衛生管理に努めている。 (市)施設の管理運営が適正に行われていることを現地で確認した。		
② 使用許可	使用許可、使用制限、許可条件の変更や、それらの平等な取扱いができていないか。	b	b
【特記事項】	(指)調理実習室及び展示室について利用希望者がいないため、使用許可を出した事例はない。		
③ 利用料金の取扱い	利用料金の設定及び取扱いが適正に行われているか。	b	b
【特記事項】	(指・市)食事代等については適正な料金を設定している。なお、調理実習室等の利用料金は発生していない。		
④ 実施体制	業務執行に必要な職員体制が確保できているか。	b	b
【特記事項】	(指)平日、土・日曜日、祝日の業務に適正な職員体制で運営している。 (市)職員数の割振りを行うことで、必要最小限の人数で執行できる体制を作っている。		
⑤ 危機管理	事故や災害等、緊急事態に対応できる体制が取れているか。	b	b
【特記事項】	(指)必要な講習を受講しており、避難訓練も実施している。また、緊急時に対応できるよう連絡網を作っている。		
⑥ 情報管理	秘密保持や個人情報保護を適切に行っているか。	b	b
【特記事項】	(指)来店者の個人情報を取り扱うことはない。		

(2) サービス提供の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 事業実施	事業計画等に掲げた事業が適切に実施されているか。	b	b
【特記事項】	(指)地元生産者を通じて地元の農水産物や加工品、地域特産物の展示及び販売による観光振興を推進している。		
② 利用者対応	利用者に対する公平性の確保や接遇ができていないか。	b	b
【特記事項】	(指)お客様に気持ちよく食事をしてもらえるよう心掛けている。		

③ 苦情・要望への対応	苦情・要望等への体制整備や対応が適切になされているか。	b	b
【特記事項】	(指) 万が一苦情や要望等が寄せられた際には柔軟に対応する。		

(3) 指定管理者の経営安定性の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 団体の経営状況	指定管理業務を継続して実施できる経営状況にあるか。	b	b
【特記事項】	(指) 本業の財務状況が大幅に改善しており、実施できると判断している。 (市) 財務書類を確認したが、継続実施できると見込まれる。		

(4) その他特記事項 ((1)～(3)以外で特別な取組等の実施等があれば記載してください。)

--

----- これ以降は市所管課が記入します。指定管理者は記入しないでください。 -----

5 総合評価

総合評価	評価内容及び指摘事項
B	1階物販においては、市内のお土産物の販売を実施し、2階飲食においては、地元食材を活用したメニュー作りに取り組むことによって、利用者の増加を推進している。

【参考】現指定管理者の過去の評価結果

総合評価					

【参考】評価の基準

区分	評価	内 容
評価基準	a (優良)	協定や事業計画等を遵守した上で、更に独自の取組等を実施している。
	b (良好)	協定や事業計画等を遵守し、適切に実施している。
	c (要改善)	協定や事業計画等を遵守できていない箇所がある。
	—	該当なし
総合評価基準	A (優良)	評価にcが含まれず、かつaが3つ以上含まれている。
	B (良好)	A (優良)、C (要改善) に該当しないもの。
	C (要改善)	cが2つ以上含まれている。

令和6年度 公の施設の指定管理者モニタリング評価シート

(評価対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日)

産業 部 農林水産 課

1 指定管理の概要等（基礎情報）

公の施設名	小用漁業用作業保管施設（第1号）外8施設（水産業振興施設）		
所在地	江田島市江田島町小用一丁目8番7号ほか		
設置根拠(法令等)	江田島市水産業振興施設設置及び管理条例		
設置目的	水産業の振興を図り、漁業経営の安定に資する。		
指定管理者の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用調整、許可等に関する業務 ・江田島市水産業振興施設設置及び管理条例第3条の事業の実施に関する業務 ・施設の維持管理及び修繕に関する業務 		
施設規模等	別紙のとおり		
指定管理者名	東江漁業協同組合		
所在地	江田島市江田島町小用三丁目2番5号		
代表者	代表理事組合長 三浦 誠		
公募／非公募	非公募		
利用料金制の有無	有		
指定期間(年数)	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）	期	第5期目
ホームページアドレス	-		
その他特記事項			

2 業務内容の確認方法等

項目	実績	内容
事業報告書等	○	業務報告書
会議・打ち合わせ等	○	実施体制等の聞取り
現地調査・立入検査	○	修繕等現地確認

3 収支状況及び利用状況

区分	R2.4.1 ～ R3.3.31	R3.4.1 ～ R4.3.31	R4.4.1 ～ R5.3.31	R5.4.1 ～ R6.3.31	R6.4.1 ～ R7.3.31	備考
	収					
収入 (a)	796	1,537	3,079	2,928	3,026	
指定管理料	0	0	0			
利用料金収入	335	357	263	315	344	
その他収入	461	1,180	2,816	2,613	2,682	
支出 (b)	796	1,537	3,079	2,928	732	
人件費	0	0	0			
管理費	796	1,537	3,079	2,928	732	
光熱水費	437	408	523	225	602	
修繕料	359	1,129	2,556	2,703	130	
委託料	0	0	0			
その他支出	0	0	0			
うち市への負担金	0	0	0			
差引 (a-b)	0	0	0	0	2,294	
利用者数	42人	50人	34人	23人	40人	
その他()						

4 評価

※自己評価欄には指定管理者が、市所管評価欄には市担当課が、それぞれの項目の評価を a～c で記載してください。
 【特記事項】欄には、その評価（特にa評価の場合）を行った具体的理由を記載してください。
 a評価は、協定や事業計画等を遵守するだけでなく、更に独自の取組等を実施しているものが該当になります。（独自の取組等がない場合はb以下になります。）。なお、指定管理者が記載した場合は(指)を、市担当課が記載した場合には(市)を、記載した文章の先頭に付けてください。

(1) 管理運営等の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 施設の管理運営	協定等に基づき、運営日時の遵守や、施設や備品の適正な維持管理が行われているか。	b	b
【特記事項】	(指)職員や組合員が定期的に保守点検を行い、施設の適切な維持管理に努めている。 (市)施設の管理運営が適正に行われていることを現地で確認した。		
② 使用許可	使用許可、使用制限、許可条件の変更や、それらの平等な取扱いができていますか。	b	b
【特記事項】	(指)施設の利用申込者に対して、平等な使用許可を行っている。		
③ 利用料金の取扱い	利用料金の設定及び取扱いが適正に行われているか。	b	b
【特記事項】	(指)施設によっては利用料金を徴収している。利用者が利用しやすい料金設定を行っている。		
④ 実施体制	業務執行に必要な職員体制が確保できているか。	b	b
【特記事項】	(指)必要最低限の職員体制を維持している。 (市)少人数で効率的に業務を実施していると認められる。		
⑤ 危機管理	事故や災害等、緊急事態に対応できる体制が取れているか。	b	b
【特記事項】	(指)緊急時の連絡網を作成している。		
⑥ 情報管理	秘密保持や個人情報保護を適切に行っているか。	b	b
【特記事項】	(指)個人情報の取扱いには注意を払っており、外部に流出しないよう厳重に管理している。		

(2) サービス提供の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 事業実施	事業計画等に掲げた事業が適切に実施されているか。	b	b
【特記事項】	(指)事業計画に掲げた業務を適切に遂行している。 (市)独自の取組等はないが、協定や事業計画を遵守していることが確認できるため、b評価とした。		
② 利用者対応	利用者に対する公平性の確保や接遇ができていますか。	b	b
【特記事項】	(指)利用者に公平・公正感を持たれるよう努めている。		
③ 苦情・要望への対応	苦情・要望等への体制整備や対応が適切になされているか。	b	b
【特記事項】	(指)苦情・要望があった場合には、柔軟かつ適切に対応をしている。		

(3) 指定管理者の経営安定性の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
		① 団体の経営状況	指定管理業務を継続して実施できる経営状況にあるか。
【特記事項】	(指) 経常収益が出ており、安定した経営状況にあることから、継続して実施できると判断している。 (市) 指導事業等の収入・収益の増加、事業管理費の減少などにより経常利益を計上していることから継続実施ができると評価し、b評価とした。		

(4) その他特記事項 ((1)～(3)以外で特別な取組等の実施等があれば記載してください。)

これ以降は市所管課が記入します。指定管理者は記入しないでください。

5 総合評価

総合評価	評価内容及び指摘事項
B	定期的に保守点検を行い、適切な施設の維持管理に努めている。

【参考】現指定管理者の過去の評価結果

総合評価	R2. 4. 1 ～ R3. 3. 31	R3. 4. 1 ～ R4. 3. 31	R4. 4. 1 ～ R5. 3. 31	R5. 4. 1 ～ R6. 3. 31	
	B	B	B	B	B

【参考】評価の基準

区分	評価	内 容
評価基準	a (優良)	協定や事業計画等を遵守した上で、更に独自の取組等を実施している。
	b (良好)	協定や事業計画等を遵守し、適切に実施している。
	c (要改善)	協定や事業計画等を遵守できていない箇所がある。
	—	該当なし
総合評価基準	A (優良)	評価にcが含まれず、かつaが3つ以上含まれている。
	B (良好)	A (優良)、C (要改善)に該当しないもの。
	C (要改善)	cが2つ以上含まれている。

令和6年度 公の施設の指定管理者モニタリング評価シート

(評価対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日)

産業 部 農林水産 課

1 指定管理の概要等 (基礎情報)

公の施設名	切串漁船保全施設外3施設 (水産業振興施設)		
所在地	江田島市江田島町切串三丁目12262番地40ほか		
設置根拠(法令等)	江田島市水産業振興施設設置及び管理条例		
設置目的	水産業の振興を図り、漁業経営の安定に資する。		
指定管理者の業務	<ul style="list-style-type: none"> 施設の利用調整、許可等に関する業務 江田島市水産業振興施設設置及び管理条例第3条の事業の実施に関する業務 施設の維持管理及び修繕に関する業務 		
施設規模等	別紙のとおり		
指定管理者名	切串漁業協同組合		
所在地	江田島市江田島町切串三丁目1番18号		
代表者	代表理事組合長 橘 康夫		
公募/非公募	非公募		
利用料金制の有無	有		
指定期間(年数)	令和3年4月1日～令和8年3月31日 (5年間)	期	第5期目
ホームページアドレス	-		
その他特記事項			

2 業務内容の確認方法等

項目	実績	内容
事業報告書等	○	業務報告書
会議・打ち合わせ等	○	実施体制等の聞取り
現地調査・立入検査	○	修繕等現地確認

3 収支状況及び利用状況

区分	R2.4.1 ～ R3.3.31	R3.4.1 ～ R4.3.31	R4.4.1 ～ R5.3.31	R5.4.1 ～ R6.3.31	R6.4.1 ～ R7.3.31	備考	
収 支 状 況 (千 円)	収入 (a)	336	216	289	157	240	
	指定管理料	0	0	0	0	0	
	利用料金収入	187	216	156	157	240	
	その他収入	149	0	133	0	0	自己資金等
	支出 (b)	336	188	289	150	178	
	人件費	0	0	0	0	0	
	管理費	336	188	289	150	178	
	光熱水費	148	150	148	150	158	
	修繕料	188	38	141	0	20	
	委託料	0	0	0	0	0	
その他支出	0	0	0	0	0		
うち市への負担金	0	0	0	0	0		
差引 (a-b)	0	28	0	7	62		
利用者数	85人	83人	71人	66人	67人		
その他()							

4 評価

※自己評価欄には指定管理者が、市所管評価欄には市担当課が、それぞれの項目の評価をa～cで記載してください。
 【特記事項】欄には、その評価（特にa評価の場合）を行った具体的理由を記載してください。
 a評価は、協定や事業計画等を遵守するだけでなく、更に独自の取組等を実施しているものが該当になります。（独自の取組等がない場合はb以下になります。）。なお、指定管理者が記載した場合は（指）を、市担当課が記載した場合には（市）を、記載した文章の先頭に付けてください。

(1) 管理運営等の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 施設の管理運営	協定等に基づき、運営日時の遵守や、施設や備品の適正な維持管理が行われているか。	b	b
【特記事項】	(指) 職員や組合員が定期的に保守点検を行い、施設の適切な維持管理に努めている。 (市) 施設の管理運営が適正に行われていることを現地で確認した。		
② 使用許可	使用許可、使用制限、許可条件の変更や、それらの平等な取扱いができていないか。	b	b
【特記事項】	(指) 施設の利用申込者に対して、平等な利用許可を行っている。		
③ 利用料金の取扱い	利用料金の設定及び取扱いが適正に行われているか。	b	b
【特記事項】	(指) 施設によっては利用料金を徴収している。利用しやすい料金設定を行っている。		
④ 実施体制	業務執行に必要な職員体制が確保できているか。	b	b
【特記事項】	(指) 職員数に限りがあるため、組合員を中心として臨時的に雇用している。 (市) 少人数で効率的に業務を実施していると認められる。		
⑤ 危機管理	事故や災害等、緊急事態に対応できる体制が取れているか。	b	b
【特記事項】	(指) 緊急時の連絡網を作成している。		
⑥ 情報管理	秘密保持や個人情報保護を適切に行っているか。	b	b
【特記事項】	(指) 個人情報の取扱いには注意を払っており、外部に流出しないよう厳重に管理している。		

(2) サービス提供の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 事業実施	事業計画等に掲げた事業が適切に実施されているか。	b	b
【特記事項】	(指) 利用者の意見を反映し、事業計画に掲げた事業を適切に遂行している。 (市) 独自の取組等は行っていないが、協定や事業計画を遵守していることが確認できるため、b評価とした。		
② 利用者対応	利用者に対する公平性の確保や接遇ができていないか。	b	b
【特記事項】	(指) 利用者に公平・公正感を持たれるよう努めている。		
③ 苦情・要望への対応	苦情・要望等への体制整備や対応が適切になされているか。	b	b

【特記事項】	(指) 苦情・要望があった場合には、柔軟かつ適切に誠意をもって対応している。
---------------	--

(3) 指定管理者の経営安定性の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
		b	b
① 団体の経営状況	指定管理業務を継続して実施できる経営状況にあるか。		
【特記事項】	(指) 経常収益が出ており、安定した経営状況にあることから、継続して実施できると判断している。 (市) 事業管理費の減少により経常利益を計上していることから、継続実施ができると評価し、b評価とした。		

(4) その他特記事項 ((1)～(3)以外で特別な取組等の実施等があれば記載してください。)

----- これ以降は市所管課が記入します。指定管理者は記入しないでください -----

5 総合評価

総合評価	評価内容及び指摘事項
B	定期的に保守点検を行い、適切な施設の維持管理に努めている。

【参考】現指定管理者の過去の評価結果

総合評価	R2. 4. 1 ～ R3. 3. 31	R3. 4. 1 ～ R4. 3. 31	R4. 4. 1 ～ R5. 3. 31	R5. 4. 1 ～ R6. 3. 31	
B	B	B	B	B	

【参考】評価の基準

区分	評価	内 容
評価基準	a (優良)	協定や事業計画等を遵守した上で、更に独自の取組等を実施している。
	b (良好)	協定や事業計画等を遵守し、適切に実施している。
	c (要改善)	協定や事業計画等を遵守できていない箇所がある。
	—	該当なし
総合評価基準	A (優良)	評価にcが含まれず、かつaが3つ以上含まれている。
	B (良好)	A (優良)、C (要改善)に該当しないもの。
	C (要改善)	cが2つ以上含まれている。

令和6年度 公の施設の指定管理者モニタリング評価シート

(評価対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日)

産業 部 農林水産 課

1 指定管理の概要等 (基礎情報)

公の施設名	宮ノ原漁業用作業保管施設外8施設 (水産業振興施設)		
所在地	江田島市江田島町宮ノ原一丁目3番31号ほか		
設置根拠(法令等)	江田島市水産業振興施設設置及び管理条例		
設置目的	水産業の振興を図り、漁業経営の安定に資する。		
指定管理者の業務	<ul style="list-style-type: none"> 施設の利用調整、許可等に関する業務 江田島市水産業振興施設設置及び管理条例第3条の事業の実施に関する業務 施設の維持管理及び修繕に関する業務 		
施設規模等	別紙のとおり		
指定管理者名	江田島漁業協同組合		
所在地	江田島市江田島町宮ノ原二丁目2番10号		
代表者	代表理事組合長 松岡 義秋		
公募/非公募	非公募		
利用料金制の有無	有		
指定期間(年数)	令和3年4月1日～令和8年3月31日 (5年間)	期	第5期目
ホームページアドレス	-		
その他特記事項			

2 業務内容の確認方法等

項目	実績	内容
事業報告書等	○	業務報告書
会議・打ち合わせ等	○	実施体制等の聞取り
現地調査・立入検査	○	修繕等現地確認

3 収支状況及び利用状況

区分	R2.4.1 ～ R3.3.31	R3.4.1 ～ R4.3.31	R4.4.1 ～ R5.3.31	R5.4.1 ～ R6.3.31	R6.4.1 ～ R7.3.31	備考	
収 支 状 況 (千 円)	収入 (a)	585	1,144	839	1,023	1,322	
	指定管理料	0	0	0			
	利用料金収入	585	743	839	1,023	1,322	
	その他収入	0	401	0			自己資金等
	支出 (b)	335	1,144	413	760	1,275	
	人件費	0	0	45	57	113	
	管理費	335	1,144	368	703	1,162	
	光熱水費	218	332	368	375	394	
	修繕料	117	812	0	328	768	
	委託料	0	0	0			
その他支出	0	0	0				
うち市への負担金	0	0	0				
差引 (a-b)	250	0	426	263	47		
利用者数	60人	40人	50人	50人	50人		
その他()							

4 評価

※自己評価欄には指定管理者が、市所管評価欄には市担当課が、それぞれの項目の評価をa～cで記載してください。
 【特記事項】欄には、その評価（特にa評価の場合）を行った具体的理由を記載してください。
 a評価は、協定や事業計画等を遵守するだけでなく、更に独自の取組等を実施しているものが該当になります。（独自の取組等がない場合はb以下になります。）。なお、指定管理者が記載した場合は(指)を、市担当課が記載した場合には(市)を、記載した文章の先頭に付けてください。

(1) 管理運営等の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 施設の管理運営	協定等に基づき、運営日時の遵守や、施設や備品の適正な維持管理が行われているか。	b	b
【特記事項】	(指) 職員や組合員が定期的に保守点検を行い、施設の適切な維持管理に努めている。 (市) 施設の管理運営が適切に行われていることを現地で確認した。		
② 使用許可	使用許可、使用制限、許可条件の変更や、それらの平等な取扱いができていないか。	b	b
【特記事項】	(指) 施設の利用申込者に対して、平等な使用許可を行っている。		
③ 利用料金の取扱い	利用料金の設定及び取扱いが適正に行われているか。	b	b
【特記事項】	(指) 施設によっては利用料金を徴収している。利用者が利用しやすい料金設定を行っている。		
④ 実施体制	業務執行に必要な職員体制が確保できているか。	b	b
【特記事項】	(指) 理事・組合員を臨時的に雇用している。 (市) 少人数で効率的に業務を実施していると認められる。		
⑤ 危機管理	事故や災害等、緊急事態に対応できる体制が取れているか。	b	b
【特記事項】	(指) 緊急時の連絡網を作成している。		
⑥ 情報管理	秘密保持や個人情報保護を適切に行っているか。	b	b
【特記事項】	(指) 個人情報の取扱いには注意を払っており、外部に流出しないよう厳重に管理している。		

(2) サービス提供の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 事業実施	事業計画等に掲げた事業が適切に実施されているか。	b	b
【特記事項】	(指) 事業計画に掲げた業務を適切に遂行している。 (市) 独自の取組等は行っていないが、協定や事業計画を遵守していることが確認できるため、b評価とした。		
② 利用者対応	利用者に対する公平性の確保や接遇ができていないか。	b	b
【特記事項】	(指) 利用者に公平・公正感を持たれるよう努めている。		
③ 苦情・要望への対応	苦情・要望等への体制整備や対応が適切になされているか。	b	b

【特記事項】	(指) 苦情・要望があった場合には、柔軟かつ適切に対応をしている。
---------------	-----------------------------------

(3) 指定管理者の経営安定性の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 団体の経営状況	指定管理業務を継続して実施できる経営状況にあるか。	b	b
【特記事項】	(指) 信用事業・共済事業による収益の増加及び経費の削減により、経常利益を計上している。 (市) 指導事業等の収入・収益の増加、事業管理費の減少により経常利益を計上していることから継続実施ができると評価し、b評価とした。		

(4) その他特記事項 ((1)～(3)以外で特別な取組等の実施等があれば記載してください。)

----- これ以降は市所管課が記入します。指定管理者は記入しないでください。 -----

5 総合評価

総合評価	評価内容及び指摘事項
B	定期的に保守点検を行い、適切な施設の維持管理に努めている。

【参考】 現指定管理者の過去の評価結果

総合評価	R2. 4. 1 ～ R3. 3. 31	R3. 4. 1 ～ R4. 3. 31	R4. 4. 1 ～ R5. 3. 31	R5. 4. 1 ～ R6. 3. 31	
	B	B	B	B	

【参考】 評価の基準

区分	評価	内 容
評価基準	a (優良)	協定や事業計画等を遵守した上で、更に独自の取組等を実施している。
	b (良好)	協定や事業計画等を遵守し、適切に実施している。
	c (要改善)	協定や事業計画等を遵守できていない箇所がある。
	—	該当なし
総合評価基準	A (優良)	評価にcが含まれず、かつaが3つ以上含まれている。
	B (良好)	A (優良)、C (要改善)に該当しないもの。
	C (要改善)	cが2つ以上含まれている。

令和6年度 公の施設の指定管理者モニタリング評価シート

(評価対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日)

産業 部 農林水産 課

1 指定管理の概要等 (基礎情報)

公の施設名	鹿川漁業用作業保管施設 (第1号) 外27施設 (水産業振興施設)		
所在地	江田島市能美町鹿川3441番地8ほか		
設置根拠(法令等)	江田島市水産業振興施設設置及び管理条例		
設置目的	水産業の振興を図り、漁業経営の安定に資する。		
指定管理者の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用調整、許可等に関する業務 ・江田島市水産業振興施設設置及び管理条例第3条の事業の実施に関する業務 ・施設の維持管理及び修繕に関する業務 		
施設規模等	別紙のとおり		
指定管理者名	鹿川漁業協同組合		
所在地	江田島市能美町鹿川4779番地1		
代表者	代表理事組合長 吉岡 憲伸		
公募/非公募	非公募		
利用料金制の有無	有		
指定期間(年数)	令和3年4月1日～令和8年3月31日 (5年間)	期	第5期目
ホームページアドレス	-		
その他特記事項			

2 業務内容の確認方法等

項目	実績	内容
事業報告書等	○	業務報告書
会議・打ち合わせ等	○	実施体制等の聞取り
現地調査・立入検査	○	現地調査

3 収支状況及び利用状況

区分		R2.4.1 ～ R3.3.31	R3.4.1 ～ R4.3.31	R4.4.1 ～ R5.3.31	R5.4.1 ～ R6.3.31	R6.4.1 ～ R7.3.31	備考
収 支 状 況 (千 円)	収入 (a)	3,325	4,017	5,879	5,086	7,686	
	指定管理料	0	0	0	0		
	利用料金収入	3,325	1,993	1,345	3,357	3,310	
	その他収入	0	2,024	4,534	1,729	4,376	
	支出 (b)	2,301	4,017	5,879	5,086	7,686	
	人件費	0	0	0			
	管理費	2,301	4,017	5,879	3,822	6,515	
	光熱水費	1,196	2,126	2,862	2,588	2,519	
	修繕料	1,105	1,891	3,017	918	3,680	
	委託料	0	0	0	316	316	
その他支出	0	0	0	1,264	1,171		
うち市への負担金	0	0	0	0			
差引 (a-b)	1,024	0	0	0	0		
利用者数	1,950人	1,563人	974人	2458人	2,698人		
その他()							

4 評価

※自己評価欄には指定管理者が、市所管評価欄には市担当課が、それぞれの項目の評価をa～cで記載してください。
 【特記事項】欄には、その評価（特にa評価の場合）を行った具体的理由を記載してください。
 a評価は、協定や事業計画等を遵守するだけでなく、更に独自の取組等を実施しているものが該当になります。（独自の取組等がない場合はb以下になります。）。なお、指定管理者が記載した場合は（指）を、市担当課が記載した場合には（市）を、記載した文章の先頭に付けてください。

(1) 管理運営等の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 施設の管理運営	協定等に基づき、運営日時の遵守や、施設や備品の適正な維持管理が行われているか。	b	b
【特記事項】	(指) 職員や組合員が定期的に保守点検を行い、施設の適切な維持管理に努めている。 (市) 施設の管理運営が適正に行われていることを現地で確認した。		
② 使用許可		b	b
【特記事項】	(指) 施設の利用申込者に対して、平等な使用許可を行っている。		
③ 利用料金の取扱い	利用料金の設定及び取扱いが適正に行われているか。	b	b
【特記事項】	(指) 施設によっては利用料金を徴収している。利用者が利用しやすい料金設定を行っている。		
④ 実施体制	業務執行に必要な職員体制が確保できているか。	b	b
【特記事項】	(指) 必要最低限の職員体制を維持している。 (市) 少人数で効率的に業務を実施していると認められる。		
⑤ 危機管理	事故や災害等、緊急事態に対応できる体制が取れているか。	b	b
【特記事項】	(指) 緊急時の連絡網を作成している。		
⑥ 情報管理	秘密保持や個人情報保護を適切に行っているか。	b	b
【特記事項】	(指) 個人情報の取扱いには注意を払っており、不要となった個人情報は速やかに処分している。		

(2) サービス提供の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 事業実施	事業計画等に掲げた事業が適切に実施されているか。	b	b
【特記事項】	(指) 事業計画に挙げた業務を適切に逐行している。 (市) 独自の取組等は行っていないが、協定や事業計画を遵守していることが確認できるため、b評価とした。		
② 利用者対応	利用者に対する公平性の確保や接遇ができていないか。	b	b
【特記事項】	(指) 利用者に公平・公正感を持たれるよう努めている。		
③ 苦情・要望への対応	苦情・要望等への体制整備や対応が適切になされているか。	b	b

【特記事項】	(指) 苦情・要望があった場合には、柔軟かつ適切に対応している。
---------------	----------------------------------

(3) 指定管理者の経営安定性の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 団体の経営状況	指定管理業務を継続して実施できる経営状況にあるか。	b	b
【特記事項】	(指) 経営収益が出ており、安定した経営状況にあることから、継続して実施できると判断している。 (市) 指導事業や利用事業等の収益が減少したものの経常利益を計上していることから、継続実施ができると評価し、b評価とした。		

(4) その他特記事項（(1)～(3)以外で特別な取組等の実施等があれば記載してください。）

----- これ以降は市所管課が記入します。指定管理者は記入しないでください。 -----

5 総合評価

総合評価	評価内容及び指摘事項
B	定期的に保守点検を行い、適切な施設の維持管理に努めている。

【参考】 現指定管理者の過去の評価結果

総合評価	R2. 4. 1 ～ R3. 3. 31	R3. 4. 1 ～ R4. 3. 31	R4. 4. 1 ～ R5. 3. 31	R5. 4. 1 ～ R6. 3. 31	
	B	B	B	B	

【参考】 評価の基準

区分	評価	内 容
評価基準	a (優良)	協定や事業計画等を遵守した上で、更に独自の取組等を実施している。
	b (良好)	協定や事業計画等を遵守し、適切に実施している。
	c (要改善)	協定や事業計画等を遵守できていない箇所がある。
	－	該当なし
総合評価基準	A (優良)	評価に c が含まれず、かつ a が 3 つ以上含まれている。
	B (良好)	A (優良)、C (要改善) に該当しないもの。
	C (要改善)	c が 2 つ以上含まれている。

令和6年度 公の施設の指定管理者モニタリング評価シート

(評価対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日)

産業 部 農林水産 課

1 指定管理の概要等 (基礎情報)

公の施設名	高田漁船保全施設外7施設 (水産業振興施設)		
所在地	江田島市能美町高田3411番地8地先ほか		
設置根拠(法令等)	江田島市水産業振興施設設置及び管理条例		
設置目的	水産業の振興を図り、漁業経営の安定に資する。		
指定管理者の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用調整、許可等に関する業務 ・江田島市水産業振興施設設置及び管理条例第3条の事業の実施に関する業務 ・施設の維持管理及び修繕に関する業務 		
施設規模等	別紙のとおり		
指定管理者名	内能美漁業協同組合		
所在地	江田島市能美町高田3479番地1		
代表者	代表理事組合長 柳川 清治		
公募/非公募	非公募		
利用料金制の有無	有		
指定期間(年数)	令和3年4月1日～令和8年3月31日 (5年間)	期	第5期目
ホームページアドレス	-		
その他特記事項			

2 業務内容の確認方法等

項目	実績	内容
事業報告書等	○	業務報告書
会議・打ち合わせ等	○	実施体制等の聞取り
現地調査・立入検査	○	修繕等現地確認

3 収支状況及び利用状況

区分	R2.4.1 ～ R3.3.31	R3.4.1 ～ R4.3.31	R4.4.1 ～ R5.3.31	R5.4.1 ～ R6.3.31	R6.4.1 ～ R7.3.31	備考	
収支状況 (千円)	収入 (a)	960	1,388	6,827	1,114	1,503	
	指定管理料	0	0	0	0	0	
	利用料金収入	960	1,388	1,105	1,114	1,221	
	その他収入	0	0	5,722	0	282	
	支出 (b)	889	1,331	6,827	641	1,503	
	人件費	0	0	0	0	0	
	管理費	450	1,160	6,553	495	1,341	
	光熱水費	450	430	485	495	492	
	修繕料	0	730	6,068	0	849	
	委託料	0	0	0	0	0	
その他支出	439	171	274	146	162	プレーカーリース・雑費	
うち市への負担金	0	0	0	0	0		
差引 (a-b)	71	57	0	473	0		
利用者数	79人	81人	68人	62人	69人		
その他()							

4 評価

※自己評価欄には指定管理者が、市所管評価欄には市担当課が、それぞれの項目の評価をa～cで記載してください。
 【特記事項】欄には、その評価（特にa評価の場合）を行った具体的理由を記載してください。
 a評価は、協定や事業計画等を遵守するだけでなく、更に独自の取組等を実施しているものが該当になります。（独自の取組等がない場合はb以下になります。）。なお、指定管理者が記載した場合は(指)を、市担当課が記載した場合には(市)を、記載した文章の先頭に付けてください。

(1) 管理運営等の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 施設の管理運営	協定等に基づき、運営日時の遵守や、施設や備品の適正な維持管理が行われているか。	b	b
【特記事項】	(指) 職員や組合員が定期的に保守点検を行い、施設の適切な維持管理に努めている。 (市) 施設の管理運営が適正に行われていることを現地で確認した。		
② 使用許可	使用許可、使用制限、許可条件の変更や、それらの平等な取扱いができていないか。	b	b
【特記事項】	(指) 施設の利用申込者に対して、平等な使用許可を行っている。		
③ 利用料金の取扱い	利用料金の設定及び取扱いが適正に行われているか。	b	b
【特記事項】	(指) 令和3年11月の理事会において、価格改定をおこない将来的な設備投資に備えた。		
④ 実施体制	業務執行に必要な職員体制が確保できているか。	b	b
【特記事項】	(指) 必要最低限の職員体制を維持している。 (市) 少人数で効率的に業務を実施していると認められる。		
⑤ 危機管理	事故や災害等、緊急事態に対応できる体制が取れているか。	b	b
【特記事項】	(指) 緊急時の連絡網を作成している。		
⑥ 情報管理	秘密保持や個人情報保護を適切に行っているか。	b	b
【特記事項】	(指) 個人情報の取扱いには注意を払っており、不要となった個人情報は速やかに処分している。		

(2) サービス提供の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 事業実施	事業計画等に掲げた事業が適切に実施されているか。	b	b
【特記事項】	(指) 事業計画に掲げた業務を適切に遂行している。 (市) 独自の取組等は行っていないが、協定や事業計画を遵守していることが確認できるため、b評価とした。		
② 利用者対応	利用者に対する公平性の確保や接遇ができていないか。	b	b
【特記事項】	(指) 利用者に公平・公正感を持たれるよう努めている。		
③ 苦情・要望への対応	苦情・要望等への体制整備や対応が適切になされているか。	b	b

【特記事項】	(指) 苦情・要望があった場合には、柔軟かつ適切に対応をしている。
---------------	-----------------------------------

(3) 指定管理者の経営安定性の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
		① 団体の経営状況	指定管理業務を継続して実施できる経営状況にあるか。
【特記事項】	(指) 安定した経営状況ではあるが、修繕費等の支出額が増加すると経営状況が悪化する可能性がある。今後の施設修繕費等に備えるため、施設の利用料金の価格改定を行った。 (市) 事業管理費や事業外費用の減少により経常利益を計上していることから、継続実施ができると評価し、b評価とした。		

(4) その他特記事項 ((1)～(3)以外で特別な取組等の実施等があれば記載してください。)

----- これ以降は市所管課が記入します。指定管理者は記入しないでください。 -----

5 総合評価

総合評価	評価内容及び指摘事項
B	定期的に保守点検を行い、適切な施設の維持管理に努めている。

【参考】 現指定管理者の過去の評価結果

総合評価	R2. 4. 1 ～ R3. 3. 31	R3. 4. 1 ～ R4. 3. 31	R4. 4. 1 ～ R5. 3. 31	R5. 4. 1 ～ R6. 3. 31	
	B	B	B	B	B

【参考】 評価の基準

区分	評価	内 容
評価基準	a (優 良)	協定や事業計画等を遵守した上で、更に独自の取組等を実施している。
	b (良 好)	協定や事業計画等を遵守し、適切に実施している。
	c (要改善)	協定や事業計画等を遵守できていない箇所がある。
	—	該当なし
総合評価基準	A (優 良)	評価に c が含まれず、かつ a が 3 つ以上含まれている。
	B (良 好)	A (優良)、C (要改善) に該当しないもの。
	C (要改善)	c が 2 つ以上含まれている。

令和6年度 公の施設の指定管理者モニタリング評価シート

(評価対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日)

産業 部 農林水産 課

1 指定管理の概要等 (基礎情報)

公の施設名	畑漁港漁船保全施設 (水産業振興施設)		
所在地	江田島市沖美町岡大王1408番地地先		
設置根拠(法令等)	江田島市水産業振興施設設置及び管理条例		
設置目的	水産業の振興を図り、漁業経営の安定に資する。		
指定管理者の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用調整、許可等に関する業務 ・江田島市水産業振興施設設置及び管理条例第3条の事業の実施に関する業務 ・施設の維持管理及び修繕に関する業務 		
施設規模等	軌条1線、機械室(延べ12㎡)、ウインチ1基、洗浄機1基		
指定管理者名	沖漁業協同組合		
所在地	江田島市沖美町岡大王558番地		
代表者	代表理事組合長 丸木 秀夫		
公募/非公募	非公募		
利用料金制の有無	有		
指定期間(年数)	令和3年4月1日～令和8年3月31日 (5年間)	期	第5期目
ホームページアドレス	-		
その他特記事項			

2 業務内容の確認方法等

項目	実績	内容
事業報告書等	○	業務報告書
会議・打ち合わせ等	○	実施体制等の聞取り
現地調査・立入検査	○	修繕等現地確認

3 収支状況及び利用状況

区分	R2.4.1 ～ R3.3.31	R3.4.1 ～ R4.3.31	R4.4.1 ～ R5.3.31	R5.4.1 ～ R6.3.31	R6.4.1 ～ R7.3.31	備考
	収					
入 (a)	410	330	330	320	283	
指定管理料	0	0	0	0	0	
利用料金収入	410	330	297	307	187	
その他収入	0	0	33	13	96	自己資金等
支						
出 (b)	316	287	330	320	283	
人件費	0	0	0	0	0	
管理費	316	280	323	313	276	
光熱水費	254	254	264	265	276	
修繕料	62	26	59	48	0	
委託料	0	0	0	0	0	
その他支出	0	7	7	7	7	ブレーカーリース料
うち市への負担金	0	0	0	0	0	
差引 (a-b)	94	43	0	0	0	
利用者数	100人	80人	74人	77人	50人	
その他()						

4 評価

※自己評価欄には指定管理者が、市所管評価欄には市担当課が、それぞれの項目の評価をa～cで記載してください。
 【特記事項】欄には、その評価（特にa評価の場合）を行った具体的理由を記載してください。
 a評価は、協定や事業計画等を遵守するだけでなく、更に独自の取組等を実施しているものが該当になります。（独自の取組等がない場合はb以下になります。）。なお、指定管理者が記載した場合は(指)を、市担当課が記載した場合には(市)を、記載した文章の先頭に付けてください。

(1) 管理運営等の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 施設の管理運営	協定等に基づき、運営日時の遵守や、施設や備品の適正な維持管理が行われているか。	b	b
【特記事項】	(指) 職員や組合員が適宜保守清掃を行い、施設の適切な維持管理に努めている。 (市) 施設の管理運営が適正に行われていることを現地で確認した。		
② 使用許可	使用許可、使用制限、許可条件の変更や、それらの平等な取扱いができていないか。	b	b
【特記事項】	(指) 施設の利用申込者に対して、平等な使用許可を行っている。		
③ 利用料金の取扱い	利用料金の設定及び取扱いが適正に行われているか。	b	b
【特記事項】	(指) 利用者が利用しやすい料金設定を行っている。		
④ 実施体制	業務執行に必要な職員体制が確保できているか。	b	b
【特記事項】	(指) 必要最低限の職員体制を維持している。 (市) 少人数で効率的に業務を実施していると認められる。		
⑤ 危機管理	事故や災害等、緊急事態に対応できる体制が取れているか。	b	b
【特記事項】	(指) 管理責任者を置き、施設に表示して連絡を取れるようにしている。		
⑥ 情報管理	秘密保持や個人情報保護を適切に行っているか。	b	b
【特記事項】	(指) 個人情報の取扱いには注意を払っており、不要となった個人情報は速やかに処分している。		

(2) サービス提供の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 事業実施	事業計画等に掲げた事業が適切に実施されているか。	b	b
【特記事項】	(指) 事業計画に掲げた業務を適切に遂行している。 (市) 独自の取組等は行っていないが、協定や事業計画を遵守していることが確認できるため、b評価とした。		
② 利用者対応	利用者に対する公平性の確保や接遇ができていないか。	b	b
【特記事項】	(指) 特に偏りなく、公平・公正感を持たれるように対応している。		
③ 苦情・要望への対応	苦情・要望等への体制整備や対応が適切になされているか。	b	b

【特記事項】	(指) 苦情・要望があった場合には、柔軟かつ適切に対応をしている。
---------------	-----------------------------------

(3) 指定管理者の経営安定性の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
		① 団体の経営状況	指定管理業務を継続して実施できる経営状況にあるか。
【特記事項】	(指) 経常利益が出ており、安定した経営状況にあることから、継続して実施できると判断している。 (市) 収益の増加及び経常経費の削減に努めたことなどにより経常利益を計上していることから継続実施ができると評価し、b評価とした。		

(4) その他特記事項（(1)～(3)以外で特別な取組等の実施等があれば記載してください。）

----- これ以降は市所管課が記入します。指定管理者は記入しないでください。 -----

5 総合評価

総合評価	評価内容及び指摘事項
B	定期的に保守点検を行い、適切な施設の維持管理に努めている。

【参考】 現指定管理者の過去の評価結果

総合評価	R2. 4. 1 ～ R3. 3. 31	R3. 4. 1 ～ R4. 3. 31	R4. 4. 1 ～ R5. 3. 31	R5. 4. 1 ～ R6. 3. 31	
		B	B	B	B

【参考】 評価の基準

区分	評価	内 容
評価基準	a (優良)	協定や事業計画等を遵守した上で、更に独自の取組等を実施している。
	b (良好)	協定や事業計画等を遵守し、適切に実施している。
	c (要改善)	協定や事業計画等を遵守できていない箇所がある。
	－	該当なし
総合評価基準	A (優良)	評価にcが含まれず、かつaが3つ以上含まれている。
	B (良好)	A (優良)、C (要改善) に該当しないもの。
	C (要改善)	cが2つ以上含まれている。

令和6年度 公の施設の指定管理者モニタリング評価シート

(評価対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日)

産業 部 農林水産 課

1 指定管理の概要等 (基礎情報)

公の施設名	三高東漁業作業保管施設(2号)外16施設(水産業振興施設)		
所在地	江田島市沖美町三吉326番地3ほか		
設置根拠(法令等)	江田島市水産業振興施設設置及び管理条例		
設置目的	水産業の振興を図り、漁業経営の安定に資する。		
指定管理者の業務	<ul style="list-style-type: none"> 施設の利用調整、許可等に関する業務 江田島市水産業振興施設設置及び管理条例第3条の事業の実施に関する業務 施設の維持管理及び修繕に関する業務 		
施設規模等	別紙のとおり		
指定管理者名	三高漁業協同組合		
所在地	江田島市沖美町三吉2633番地9		
代表者	代表理事組合長 下前 清弘		
公募/非公募	非公募		
利用料金制の有無	有		
指定期間(年数)	令和3年4月1日～令和8年3月31日(5年間)	期	第5期目
ホームページアドレス	-		
その他特記事項			

2 業務内容の確認方法等

項目	実績	内容
事業報告書等	○	業務報告書
会議・打ち合わせ等	○	実施体制等の聞取り
現地調査・立入検査	○	修繕等現地確認

3 収支状況及び利用状況

区分	R2.4.1 ～ R3.3.31	R3.4.1 ～ R4.3.31	R4.4.1 ～ R5.3.31	R5.4.1 ～ R6.3.31	R6.4.1 ～ R7.3.31	備考	
収 支 状 況 (千 円)	収入 (a)	8,626	12,468	12,790	11,880	12,528	
	指定管理料	0	0	0	0	0	
	利用料金収入	8,626	8,402	10,996	10,508	9,554	
	その他収入	0	4,066	1,794	1,372	2,974	自己資金等
	支出 (b)	6,694	12,468	12,790	11,764	12,528	
	人件費	1,874	2,131	2,253	2,293	2,333	
	管理費	4,661	9,319	8,662	7,541	8,189	
	光熱水費	2,352	2,241	2,526	2,401	2,503	
	修繕料	2,309	5,828	3,136	2,140	2,686	
	委託料	0	1,250	3,000	3,000	3,000	
その他支出	159	1,018	1,875	1,930	2,006	燃料費、保険料他	
うち市への負担金	0	0	0	0	0		
差引 (a-b)	1,932	0	0	116	0		
利用者数	65人	60人	60人	60人	60人		
その他()							

4 評価

※自己評価欄には指定管理者が、市所管評価欄には市担当課が、それぞれの項目の評価をa～cで記載してください。
 【特記事項】欄には、その評価（特にa評価の場合）を行った具体的理由を記載してください。
 a評価は、協定や事業計画等を遵守するだけでなく、更に独自の取組等を実施しているものが該当になります。（独自の取組等がない場合はb以下になります。）。なお、指定管理者が記載した場合は(指)を、市担当課が記載した場合には(市)を、記載した文章の先頭に付けてください。

(1) 管理運営等の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 施設の管理運営	協定等に基づき、運営日時の遵守や、施設や備品の適正な維持管理が行われているか。	b	b
【特記事項】	(指) 職員が定期的に保守点検を行い、施設の適切な維持管理に努めている。 (市) 施設の管理運営が適正に行われていることを現地で確認した。		
② 使用許可	使用許可、使用制限、許可条件の変更や、それらの平等な取扱いができていないか。	b	b
【特記事項】	(指) 施設の利用申込者に対して、平等な使用許可を行っている。		
③ 利用料金の取扱い	利用料金の設定及び取扱いが適正に行われているか。	b	b
【特記事項】	(指) 施設によっては利用料金を徴収している。利用者が利用しやすい料金設定を行っている。		
④ 実施体制	業務執行に必要な職員体制が確保できているか。	b	b
【特記事項】	(指) 必要最低限の職員体制を維持している。 (市) 少人数で効率的に業務を実施していると認められる。		
⑤ 危機管理	事故や災害等、緊急事態に対応できる体制が取れているか。	b	b
【特記事項】	(指) 緊急時の連絡網を作成している。		
⑥ 情報管理	秘密保持や個人情報保護を適切に行っているか。	b	b
【特記事項】	(指) 個人情報の取扱いには注意を払っており、不要となった個人情報は速やかに処分している。		

(2) サービス提供の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 事業実施	事業計画等に掲げた事業が適切に実施されているか。	b	b
【特記事項】	(指) 事業計画等に掲げた事業を適切に実施している。 (市) 独自の取組等は行っていないが、協定や事業計画を遵守していることが確認できるため、b評価とした。		
② 利用者対応	利用者に対する公平性の確保や接遇ができていないか。	b	b
【特記事項】	(指) 利用者に対して、公平性を保った接遇ができていない。		
③ 苦情・要望への対応	苦情・要望等への体制整備や対応が適切になされているか。	b	b
【特記事項】	(指) 苦情・要望に対しては、適切に対応している。		

(3) 指定管理者の経営安定性の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 団体の経営状況	指定管理業務を継続して実施できる経営状況にあるか。	b	b
【特記事項】	(指) 経常収益が出ており、安定した経営状況にあることから、継続して実施できると判断している。 (市) 購買事業収益や指導事業収入が減少したものの事業管理費用が減少し、経常利益を計上していることから、継続実施ができると評価し、b評価とした。		

(4) その他特記事項 ((1)～(3)以外で特別な取組等の実施等があれば記載してください。)

--

----- これ以降は市所管課が記入します。指定管理者は記入しないでください。 -----

5 総合評価

総合評価	評価内容及び指摘事項
B	定期的に保守点検を行い、適切な施設の維持管理に努めている。

【参考】現指定管理者の過去の評価結果

総合評価	R2. 4. 1 ～ R3. 3. 31	R3. 4. 1 ～ R4. 3. 31	R4. 4. 1 ～ R5. 3. 31	R5. 4. 1 ～ R6. 3. 31	
	B	B	B	B	B

【参考】評価の基準

区分	評価	内 容
評価基準	a (優良)	協定や事業計画等を遵守した上で、更に独自の取組等を実施している。
	b (良好)	協定や事業計画等を遵守し、適切に実施している。
	c (要改善)	協定や事業計画等を遵守できていない箇所がある。
	—	該当なし
総合評価基準	A (優良)	評価にcが含まれず、かつaが3つ以上含まれている。
	B (良好)	A (優良)、C (要改善)に該当しないもの。
	C (要改善)	cが2つ以上含まれている。

令和6年度 公の施設の指定管理者モニタリング評価シート

(評価対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日)

産業 部 農林水産 課

1 指定管理の概要等 (基礎情報)

公の施設名	美能漁船保全施設外4施設 (水産業振興施設)		
所在地	江田島市沖美町美能1161番地1地先ほか		
設置根拠(法令等)	江田島市水産業振興施設設置及び管理条例		
設置目的	水産業の振興を図り、漁業経営の安定に資する。		
指定管理者の業務	<ul style="list-style-type: none"> 施設の利用調整、許可等に関する業務 江田島市水産業振興施設設置及び管理条例第3条の事業の実施に関する業務 施設の維持管理及び修繕に関する業務 		
施設規模等	別紙のとおり		
指定管理者名	美能漁業協同組合		
所在地	江田島市沖美町美能1010番地		
代表者	代表理事組合長 迫田 裕史		
公募/非公募	非公募		
利用料金制の有無	有		
指定期間(年数)	令和3年4月1日～令和8年3月31日 (5年間)	期	第5期目
ホームページアドレス	-		
その他特記事項			

2 業務内容の確認方法等

項目	実績	内容
事業報告書等	○	業務報告書
会議・打ち合わせ等	○	実施体制等の聞取り
現地調査・立入検査	○	修繕等現地確認

3 収支状況及び利用状況

区分	R2.4.1 ～ R3.3.31	R3.4.1 ～ R4.3.31	R4.4.1 ～ R5.3.31	R5.4.1 ～ R6.3.31	R6.4.1 ～ R7.3.31	備考	
収 支 状 況 (千 円)	収入 (a)	1,899	2,633	559	2,293	858	
	指定管理料	0	0	0	0	0	
	利用料金収入	685	615	559	379	547	
	その他収入	1,214	2,018	0	1,914	311	自己資金等
	支出 (b)	1,899	2,633	350	2,293	858	
	人件費	0	0	0	0	0	
	管理費	1,459	1,519	247	2,073	620	
	光熱水費	1,004	985	102	574	620	
	修繕料	455	190	145	1,499	0	
	委託料	0	344	0	0	0	
その他支出	440	1,114	103	220	238	上架施設等保険料	
うち市への負担金	0	0	0				
差引 (a-b)	0	0	209	0	0		
利用者数	126人	112人	105人	95人	80人		
その他()							

4 評価

※自己評価欄には指定管理者が、市所管評価欄には市担当課が、それぞれの項目の評価をa～cで記載してください。
【特記事項】欄には、その評価（特にa評価の場合）を行った具体的理由を記載してください。
 a評価は、協定や事業計画等を遵守するだけでなく、更に独自の取組等を実施しているものが該当になります。（独自の取組等がない場合はb以下になります。）。なお、指定管理者が記載した場合は(指)を、市担当課が記載した場合には(市)を、記載した文章の先頭に付けてください。

(1) 管理運営等の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 施設の管理運営	協定等に基づき、運営日時の遵守や、施設や備品の適正な維持管理が行われているか。	b	b
【特記事項】	(指) 職員や組合員が定期的に保守点検を行っているため、施設の適切な維持管理に対応できている。 (市) 施設の管理運営が適正に行われていることを現地で確認した。		
② 使用許可	使用許可、使用制限、許可条件の変更や、それらの平等な取扱いができていないか。	b	b
【特記事項】	(指) 施設の利用申込者に対して、平等な使用許可を行っている。		
③ 利用料金の取扱い	利用料金の設定及び取扱いが適正に行われているか。	b	b
【特記事項】	(指) 施設によっては利用料金を徴収している。利用者が利用しやすい料金を設定し、料金収入を修繕費や消耗品費等に充てているが、料金収入だけでは賄えないため組合が赤字部分を負担している。		
④ 実施体制	業務執行に必要な職員体制が確保できているか。	b	b
【特記事項】	(指) 必要最低限の職員で、業務を執行している。 (市) 少人数で効率的に業務を実施していると認められる。		
⑤ 危機管理	事故や災害等、緊急事態に対応できる体制が取れているか。	b	b
【特記事項】	(指) 緊急時の連絡網を作成し、事故や災害等に対応できる体制が取れている。		
⑥ 情報管理	秘密保持や個人情報保護を適切に行っているか。	b	b
【特記事項】	(指) 個人情報の取扱いには注意を払っており、不要となった個人情報は速やかに処分している。		

(2) サービス提供の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 事業実施	事業計画等に掲げた事業が適切に実施されているか。	b	b
【特記事項】	(指) 事業計画に掲げた業務を適切に遂行している。 (市) 独自の取組等は行っていないが、協定や事業計画を遵守していることが確認できるため、b評価とした。		
② 利用者対応	利用者に対する公平性の確保や接遇ができていないか。	b	b
【特記事項】	(指) 利用者に公平・公正感を持たれるよう対応している。		
③ 苦情・要望への対応	苦情・要望等への体制整備や対応が適切になされているか。	b	b

【特記事項】	(指) 苦情・要望があった場合には、適切に対応している。
---------------	------------------------------

(3) 指定管理者の経営安定性の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 団体の経営状況	指定管理業務を継続して実施できる経営状況にあるか。	b	b
【特記事項】	(指) 経常収益が出ており、安定した経営状況にあることから、継続して実施できると判断している。 (市) 指導事業収入や事業外収益が減少したものの事業外費用が減少し、経常利益を計上していることから、継続実施ができると評価し、b評価とした。		

(4) その他特記事項 ((1)～(3)以外で特別な取組等の実施等があれば記載してください。)

----- これ以降は市所管課が記入します。指定管理者は記入しないでください。 -----

5 総合評価

総合評価	評価内容及び指摘事項
B	定期的に保守点検を行い、適切な施設の維持管理に努めている。

【参考】 現指定管理者の過去の評価結果

総合評価	R2. 4. 1 ～ R3. 3. 31	R3. 4. 1 ～ R4. 3. 31	R4. 4. 1 ～ R5. 3. 31	R5. 4. 1 ～ R6. 3. 31	
	B	B	B	B	B

【参考】 評価の基準

区分	評価	内 容
評価基準	a (優良)	協定や事業計画等を遵守した上で、更に独自の取組等を実施している。
	b (良好)	協定や事業計画等を遵守し、適切に実施している。
	c (要改善)	協定や事業計画等を遵守できていない箇所がある。
	—	該当なし
総合評価基準	A (優良)	評価にcが含まれず、かつaが3つ以上含まれている。
	B (良好)	A (優良)、C (要改善)に該当しないもの。
	C (要改善)	cが2つ以上含まれている。

令和6年度 公の施設の指定管理者モニタリング評価シート

(評価対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日)

産業 部 農林水産 課

1 指定管理の概要等 (基礎情報)

公の施設名	深江漁業用作業保管施設 (第1号) 外4施設 (水産業振興施設)		
所在地	江田島市大柿町深江441番地16ほか		
設置根拠(法令等)	江田島市水産業振興施設設置及び管理条例		
設置目的	水産業の振興を図り、漁業経営の安定に資する。		
指定管理者の業務	<ul style="list-style-type: none"> 施設の利用調整、許可等に関する業務 江田島市水産業振興施設設置及び管理条例第3条の事業の実施に関する業務 施設の維持管理及び修繕に関する業務 		
施設規模等	別紙のとおり		
指定管理者名	深江漁業協同組合		
所在地	江田島市大柿町深江乙443番地9		
代表者	代表理事組合長 樋口 元武		
公募/非公募	非公募		
利用料金制の有無	有		
指定期間(年数)	令和3年4月1日～令和8年3月31日 (5年間)	期	第5期目
ホームページアドレス	-		
その他特記事項			

2 業務内容の確認方法等

項目	実績	内容
事業報告書等	○	業務報告書
会議・打ち合わせ等	○	実施体制等の聞取り
現地調査・立入検査	○	現地調査

3 収支状況及び利用状況

区分	R2.4.1 ～ R3.3.31	R3.4.1 ～ R4.3.31	R4.4.1 ～ R5.3.31	R5.4.1 ～ R6.3.31	R6.4.1 ～ R7.3.31	備考
	収入 (a)	934	1,624	1,511	1,322	
指定管理料	0	0	0	0		
利用料金収入	934	916	886	964	741	
その他収入	0	708	625	358	2,786	自己資金等
支出 (b)	807	1,624	1,511	1,322	3,527	
人件費	0	0	0	0		
管理費	807	1,624	1,511	1,322	3,527	
光熱水費	411	368	428	377	403	
修繕料	396	1,256	1,083	945	3,124	
委託料	0	0	0			
その他支出	0	0	0			
うち市への負担金	0	0	0			
差引 (a-b)	127	0	0	0	0	
利用者数	123人	115人	110人	111人	85人	
その他()						

4 評価

※自己評価欄には指定管理者が、市所管評価欄には市担当課が、それぞれの項目の評価をa～cで記載してください。
 【特記事項】欄には、その評価（特にa評価の場合）を行った具体的理由を記載してください。
 a評価は、協定や事業計画等を遵守するだけでなく、更に独自の取組等を実施しているものが該当になります。（独自の取組等がない場合はb以下になります。）。なお、指定管理者が記載した場合は（指）を、市担当課が記載した場合は（市）を、記載した文章の先頭に付けてください。

(1) 管理運営等の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 施設の管理運営	協定等に基づき、運営日時の遵守や、施設や備品の適正な維持管理が行われているか。	b	b
【特記事項】	(指) 職員や組合員が定期的に保守点検を行い、施設の適切な維持管理に努めている。		
② 使用許可	使用許可、使用制限、許可条件の変更や、それらの平等な取扱いができていないか。	b	b
【特記事項】	(指) 施設の利用申込者に対して、平等な使用許可を行っている。		
③ 利用料金の取扱い	利用料金の設定及び取扱いが適正に行われているか。	b	b
【特記事項】	(指) 施設によっては利用料金を徴収している。利用者が利用しやすい料金設定を行っている。		
④ 実施体制	業務執行に必要な職員体制が確保できているか。	b	b
【特記事項】	(指) 必要最低限の職員・組合員による体制を維持している。 (市) 少人数で効率的に業務を実施していると認められる。		
⑤ 危機管理	事故や災害等、緊急事態に対応できる体制が取れているか。	a	a
【特記事項】	(指) 施設の定期点検及び自然災害に伴う発電システムを導入（一部）している。		
⑥ 情報管理	秘密保持や個人情報保護を適切に行っているか。	b	b
【特記事項】	(指) 個人情報の取扱いには注意を払い、個人情報の目的外使用の禁止を徹底している。		

(2) サービス提供の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 事業実施	事業計画等に掲げた事業が適切に実施されているか。	b	b
【特記事項】	(指) 利用者の意見を反映させ、業務を適切に遂行している。		
② 利用者対応	利用者に対する公平性の確保や接遇ができていないか。	b	b
【特記事項】	(指) 利用者に公平・公正感を持たれるよう努めている。		
③ 苦情・要望への対応	苦情・要望等への体制整備や対応が適切になされているか。	b	b
【特記事項】	(指) 基本的にはトラブルがないよう十分な管理を行い、苦情・要望があった場合には、適切に対応をしている。		

(3) 指定管理者の経営安定性の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
		① 団体の経営状況	指定管理業務を継続して実施できる経営状況にあるか。
【特記事項】	(指) 経常利益が出ており、安定した経営状況にあることから、継続して実施できると判断している。		

(4) その他特記事項 ((1)～(3)以外で特別な取組等の実施等があれば記載してください。)

--

----- これ以降は市所管課が記入します。指定管理者は記入しないでください。 -----

5 総合評価

総合評価	評価内容及び指摘事項
B	定期的に保守点検を行い、適切な施設の維持管理に努めている。

【参考】現指定管理者の過去の評価結果

総合評価	R2. 4. 1 ～ R3. 3. 31	R3. 4. 1 ～ R4. 3. 31	R4. 4. 1 ～ R5. 3. 31	R5. 4. 1 ～ R6. 3. 31	
	B	B	B	B	B

【参考】評価の基準

区分	評価	内容
評価基準	a (優良)	協定や事業計画等を遵守した上で、更に独自の取組等を実施している。
	b (良好)	協定や事業計画等を遵守し、適切に実施している。
	c (要改善)	協定や事業計画等を遵守できていない箇所がある。
	—	該当なし
総合評価基準	A (優良)	評価に c が含まれず、かつ a が 3 つ以上含まれている。
	B (良好)	A (優良)、C (要改善) に該当しないもの。
	C (要改善)	c が 2 つ以上含まれている。

令和6年度 公の施設の指定管理者モニタリング評価シート

(評価対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日)

産業部 農林水産課

1 指定管理の概要等 (基礎情報)

公の施設名	大原漁業用作業保管施設 (第1号) 外9施設 (水産業振興施設)		
所在地	江田島市大柿町大原6174番地62ほか		
設置根拠(法令等)	江田島市水産業振興施設設置及び管理条例		
設置目的	水産業の振興を図り、漁業経営の安定に資する。		
指定管理者の業務	<ul style="list-style-type: none"> 施設の利用調整、許可等に関する業務 江田島市水産業振興施設設置及び管理条例第3条の事業の実施に関する業務 施設の維持管理及び修繕に関する業務 		
施設規模等	別紙のとおり		
指定管理者名	大原漁業協同組合		
所在地	江田島市大柿町大原6174番地62		
代表者	代表理事組合長 山本 学		
公募/非公募	非公募		
利用料金制の有無	有		
指定期間(年数)	令和3年4月1日～令和8年3月31日 (5年間)	期	第5期目
ホームページアドレス	-		
その他特記事項			

2 業務内容の確認方法等

項目	実績	内容
事業報告書等	○	業務報告書
会議・打ち合わせ等	○	実施体制等の聞取り
現地調査・立入検査	○	現地調査

3 収支状況及び利用状況

区分	R2.4.1 ～ R3.3.31	R3.4.1 ～ R4.3.31	R4.4.1 ～ R5.3.31	R5.4.1 ～ R6.3.31	R6.4.1 ～ R7.3.31	備考	
収 支 状 況 (千 円)	収入 (a)	2,051	2,772	2,579	3,327	3,588	
	指定管理料	0	0	0	0	0	
	利用料金収入	1,861	2,390	2,579	3,327	3,588	
	その他収入	190	382	0	0	0	自己資金等
	支出 (b)	2,051	2,772	2,341	2,448	2,750	
	人件費	0	0	0	0	0	
	管理費	2,051	2,772	2,341	2,448	2,750	
	光熱水費	1,256	1,269	1,392	1,311	1,510	
	修繕料	571	1,257	656	891	988	
	委託料	224	246	293	246	252	
その他支出	0	0	0	0	0		
うち市への負担金	0	0	0	0	0		
差引 (a-b)	0	0	238	879	838		
利用者数	70人	86人	98人	99人	112人		
その他()							

4 評価

※自己評価欄には指定管理者が、市所管評価欄には市担当課が、それぞれの項目の評価をa～cで記載してください。
【特記事項】欄には、その評価（特にa評価の場合）を行った具体的理由を記載してください。
a評価は、協定や事業計画等を遵守するだけでなく、更に独自の取組等を実施しているものが該当になります。（独自の取組等がない場合はb以下になります。）。なお、指定管理者が記載した場合は(指)を、市担当課が記載した場合には(市)を、記載した文章の先頭に付けてください。

(1) 管理運営等の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 施設の管理運営	協定等に基づき、運営日時の遵守や、施設や備品の適正な維持管理が行われているか。	b	b
【特記事項】	(指) 職員や組合員が定期的に保守点検を行い、施設の適切な維持管理に努めている。 (市) 施設の管理運営が適正に行われていることを現地で確認した。		
② 使用許可	使用許可、使用制限、許可条件の変更や、それらの平等な取扱いができていないか。	b	b
【特記事項】	(指) 施設の利用申込者に対して、平等な使用許可を行っている。		
③ 利用料金の取扱い	利用料金の設定及び取扱いが適正に行われているか。	b	b
【特記事項】	(指) 組合員が利用しやすいように料金設定をしている。		
④ 実施体制	業務執行に必要な職員体制が確保できているか。	b	b
【特記事項】	(指) 役職員で体制を維持している。 (市) 少人数で効率的に業務を実施していると認められる。		
⑤ 危機管理	事故や災害等、緊急事態に対応できる体制が取れているか。	b	b
【特記事項】	(指) 緊急時に備え役職員による連絡網を作成している。		
⑥ 情報管理	秘密保持や個人情報保護を適切に行っているか。	b	b
【特記事項】	(指) 個人情報の取扱いには注意を払っており、不要となった個人情報は速やかに処分している。		

(2) サービス提供の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 事業実施	事業計画等に掲げた事業が適切に実施されているか。	b	b
【特記事項】	(指) 事業計画に掲げた業務を適切に遂行している。 (市) 独自の取組等は行っていないが、協定や事業計画を遵守していることが確認できるため、b評価とした。		
② 利用者対応	利用者に対する公平性の確保や接遇ができていないか。	b	b
【特記事項】	(指) 利用者に公平・公正感を持たれるよう努めている。		
③ 苦情・要望への対応	苦情・要望等への体制整備や対応が適切になされているか。	b	b

【特記事項】	(指) 苦情・要望があった場合には、柔軟かつ適切に対応をしている。
---------------	-----------------------------------

(3) 指定管理者の経営安定性の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 団体の経営状況	指定管理業務を継続して実施できる経営状況にあるか。	b	b
【特記事項】	(指) 経常利益が出ており、安定した経営状況にあることから、継続して実施できると判断している。 (市) 事業管理費や事業外費用の減少により経常利益を計上していることから、継続実施ができると評価し、b評価とした。		

(4) その他特記事項 ((1)～(3)以外で特別な取組等の実施等があれば記載してください。)

----- これ以降は市所管課が記入します。指定管理者は記入しないでください。 -----

5 総合評価

総合評価	評価内容及び指摘事項
B	定期的に保守点検を行い、適切な施設の維持管理に努めている。

【参考】 現指定管理者の過去の評価結果

総合評価	R2. 4. 1 ～ R3. 3. 31	R3. 4. 1 ～ R4. 3. 31	R4. 4. 1 ～ R5. 3. 31	R5. 4. 1 ～ R6. 3. 31	
	B	B	B	B	

【参考】 評価の基準

区分	評価	内 容
評価基準	a (優良)	協定や事業計画等を遵守した上で、更に独自の取組等を実施している。
	b (良好)	協定や事業計画等を遵守し、適切に実施している。
	c (要改善)	協定や事業計画等を遵守できていない箇所がある。
	－	該当なし
総合評価基準	A (優良)	評価に c が含まれず、かつ a が 3 つ以上含まれている。
	B (良好)	A (優良)、C (要改善) に該当しないもの。
	C (要改善)	c が 2 つ以上含まれている。

令和6年度 公の施設の指定管理者モニタリング評価シート

(評価対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日)

産業 部 農林水産 課

1 指定管理の概要等 (基礎情報)

公の施設名	柿浦漁業用作業保管施設外7施設 (水産業振興施設)		
所在地	江田島市大柿町柿浦2756番地8ほか		
設置根拠(法令等)	江田島市水産業振興施設設置及び管理条例		
設置目的	水産業の振興を図り、漁業経営の安定に資する。		
指定管理者の業務	<ul style="list-style-type: none"> 施設の利用調整、許可等に関する業務 江田島市水産業振興施設設置及び管理条例第3条の事業の実施に関する業務 施設の維持管理及び修繕に関する業務 		
施設規模等	別紙のとおり		
指定管理者名	大柿町漁業協同組合		
所在地	江田島市大柿町柿浦3147番地		
代表者	代表理事組合長 浜先 秀二		
公募/非公募	非公募		
利用料金制の有無	有		
指定期間(年数)	令和3年4月1日～令和8年3月31日 (5年間)	期	第5期目
ホームページアドレス	-		
その他特記事項			

2 業務内容の確認方法等

項目	実績	内容
事業報告書等	○	業務報告書
会議・打ち合わせ等	○	実施体制等の聞取り
現地調査・立入検査	○	修繕等現地確認

3 収支状況及び利用状況

区分		R2.4.1 ～ R3.3.31	R3.4.1 ～ R4.3.31	R4.4.1 ～ R5.3.31	R5.4.1 ～ R6.3.31	R6.4.1 ～ R7.3.31	備考
収 支 状 況 (千 円)	収入 (a)	1,770	3,240	2,477	2,398	2,818	
	指定管理料	0	0	0			
	利用料金収入	1,770	1,760	1,604	1,929	1,149	
	その他収入	0	1,480	873	469	1,669	自己資金等
	支出 (b)	1,713	3,240	2,477	2,398	2,818	
	人件費	0	0	0	0	0	
	管理費	1,535	3,240	2,292	2,023	2,429	
	光熱水費	1,093	1,170	1,007	1,006	908	
	修繕料	442	1,880	1,095	1,017	1,521	
	委託料	0	190	190	0	0	
その他支出	178	0	185	375	389		
うち市への負担金	0	0	0	0	0		
差引 (a-b)	57	0	0	0	0		
利用者数	延約 2,000人	延約 2,000人	延約 2,000人	延約 2,000人	延約 1,600人		
その他()							

4 評価

※自己評価欄には指定管理者が、市所管評価欄には市担当課が、それぞれの項目の評価をa～cで記載してください。
 【特記事項】欄には、その評価（特にa評価の場合）を行った具体的理由を記載してください。
 a評価は、協定や事業計画等を遵守するだけでなく、更に独自の取組等を実施しているものが該当になります。（独自の取組等がない場合はb以下になります。）。なお、指定管理者が記載した場合は(指)を、市担当課が記載した場合には(市)を、記載した文章の先頭に付けてください。

(1) 管理運営等の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 施設の管理運営	協定等に基づき、運営日時の遵守や、施設や備品の適正な維持管理が行われているか。	b	b
【特記事項】	(指) 法的な定期検査に加え、職員や組合員が定期的に保守点検を行い、施設の適切な維持管理に努めている。 (市) 施設の管理運営が適正に行われていることを現地で確認した。		
② 使用許可	使用許可、使用制限、許可条件の変更や、それらの平等な取扱いができていないか。	b	b
【特記事項】	(指) 施設の使用に関しては予約制を採用しており、利用申込者に対して出来るだけ平等な使用許可を行うよう配慮している。		
③ 利用料金の取扱い	利用料金の設定及び取扱いが適正に行われているか。	b	b
【特記事項】	(指) 施設によっては経費に見合った利用料金を徴収している。組合員に配慮しつつ、なるべく利用者が利用しやすい料金設定を行っている。		
④ 実施体制	業務執行に必要な職員体制が確保できているか。	b	b
【特記事項】	(指) 各施設が確認できる必要最低限の職員を配置し、緊急時には応援可能な体制を維持している。 (市) 少人数で効率的に業務を実施していると認められる。		
⑤ 危機管理	事故や災害等、緊急事態に対応できる体制が取れているか。	b	b
【特記事項】	(指) 現地には常に職員を配置するとともに、常に各機関との連絡体制を取り緊急時における速やかな対応ができるようにしている。また、危険を伴う施設には損害賠償保険の加入により利用者の保護を図っている。		
⑥ 情報管理	秘密保持や個人情報保護を適切に行っているか。	b	b
【特記事項】	(指) 個人情報の取扱いには注意を払っており、不要となった個人情報は速やかに処分している。		

(2) サービス提供の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 事業実施	事業計画等に掲げた事業が適切に実施されているか。	b	b
【特記事項】	(指) 事業計画に掲げた業務を適切に遂行している。 (市) 独自の取組等は行っていないが、協定や事業計画を遵守していることが確認できるため、b評価とした。		
② 利用者対応	利用者に対する公平性の確保や接遇ができていないか。	b	b
【特記事項】	(指) 組合員と員外利用者に対し差別することなく、出来るだけ公平・公正感を持たれるよう努めている。		
③ 苦情・要望への対応	苦情・要望等への体制整備や対応が適切になされているか。	b	b

【特記事項】	(指)利用者及び近隣住民からの苦情・要望があった場合には、柔軟かつ適切に速やかな対応をしている。
---------------	--

(3) 指定管理者の経営安定性の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
		① 団体の経営状況	指定管理業務を継続して実施できる経営状況にあるか。
【特記事項】	(指)収支の状況は、施設の老朽化により一時的に修繕費が増加しているが、その他の事業による収益も見込まれているため、管理業務の継続は可能と思われる。 (市)施設の修繕費等が増加したものの、購買事業や指導事業のほか事業外収益の増加により経常利益を計上していることから、継続実施ができると評価しb評価とした。		

(4) その他特記事項 ((1)～(3)以外で特別な取組等の実施等があれば記載してください。)

----- これ以降は市所管課が記入します。指定管理者は記入しないでください。 -----

5 総合評価

総合評価	評価内容及び指摘事項
B	定期的に保守点検を行い、適切な施設の維持管理に努めている。

【参考】 現指定管理者の過去の評価結果

総合評価	R2. 4. 1 ～ R3. 3. 31	R3. 4. 1 ～ R4. 3. 31	R4. 4. 1 ～ R5. 3. 31	R5. 4. 1 ～ R6. 3. 31	
	B	B	B	B	B

【参考】 評価の基準

区分	評価	内 容
評価基準	a (優 良)	協定や事業計画等を遵守した上で、更に独自の取組等を実施している。
	b (良 好)	協定や事業計画等を遵守し、適切に実施している。
	c (要改善)	協定や事業計画等を遵守できていない箇所がある。
	—	該当なし
総合評価基準	A (優 良)	評価に c が含まれず、かつ a が 3 つ以上含まれている。
	B (良 好)	A (優良)、C (要改善) に該当しないもの。
	C (要改善)	c が 2 つ以上含まれている。

令和6年度 公の施設の指定管理者モニタリング評価シート

(評価対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日)

産業 部 農林水産 課

1 指定管理の概要等（基礎情報）

公の施設名	江田島市交流促進センター		
所在地	江田島市大柿町小古江1944番地4		
設置根拠(法令等)	江田島市交流促進センター設置及び管理条例		
設置目的	本市の地域特産物である農水産物の紹介と販売を行うことにより、農水産業の振興を図るとともに、地域の居住環境の整備と併せ、地域住民の活動の場とする。		
指定管理者の業務	<ul style="list-style-type: none"> 農産物の直売、農水産加工品の販売 地元産品を活用した食事の提供 		
施設規模等	建築面積：177.866㎡、延べ床面積：363.786㎡		
指定管理者名	余防生産振興組合		
所在地	江田島市大柿町小古江1944番地4		
代表者	組合長 村上 浩司		
公募/非公募	非公募		
利用料金制の有無	有		
指定期間(年数)	令和3年4月1日～令和8年3月31日(5年間)	期	第5期目
ホームページアドレス	https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/articles/show/774		
その他特記事項			

2 業務内容の確認方法等

項目	実績	内容
事業報告書等	○	協定書に基づき、業務報告書を提出させ確認している。
会議・打ち合わせ等	○	実施体制等の聞き取り
現地調査・立入検査	○	施設の管理等の現地確認

3 収支状況及び利用状況

区分	R2.4.1 ～R3.3.31	R3.4.1 ～R4.3.31	R4.4.1 ～R5.3.31	R5.4.1 ～R6.3.31	R6.4.1 ～R7.3.31	備考
	収入(a)	19,776	17,514	17,971	16,828	
指定管理料	890	890	869	869	869	
利用料金収入	18,035	16,102	16,479	15,412	10,817	
その他収入	851	522	623	547		
支出(b)	20,620	12,011	16,985	14,572	9,833	
人件費	5,779	890	5,992	5,216	3,149	
管理費	1,662	538	1,849	1,982	1,530	
光熱水費	1,604	522	1,831	1,599	1,514	
修繕料	58	16	18	383	16	
委託料	0	0	0	0	0	
その他支出	13,179	10,583	9,144	7,374	5,154	
うち市への負担金	0	0	0	0	0	
差引(a-b)	▲844	5,503	986	2,256	1,853	

利用者数	39,012人	34,878人	31,234人	27,082人	22,554人
その他()					

4 評価

※自己評価欄には指定管理者が、市所管評価欄には市担当課が、それぞれの項目の評価をa～cで記載してください。
【特記事項】欄には、その評価（特にa評価の場合）を行った具体的理由を記載してください。
a評価は、協定や事業計画等を遵守するだけでなく、更に独自の取組等を実施しているものが該当になります。
(独自の取組等がない場合はb以下になります。)。なお、指定管理者が記載した場合は(指)を、市担当課が記載した

(1) 管理運営等の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 施設の管理運営	協定等に基づき、運営日時の遵守や、施設や備品の適正な維持管理が行われているか。	b	b
【特記事項】	(指) トイレが24時間利用可能な中、利用者の事を第一に考え、毎日点検、清掃して適切に管理している。 (市) 適正に管理運営されている。		
② 使用許可	使用許可、使用制限、許可条件の変更や、それらの平等な取扱いができていないか。	b	b
【特記事項】			
③ 利用料金の取扱い	利用料金の設定及び取扱いが適正に行われているか。	b	b
【特記事項】			
④ 実施体制	業務執行に必要な職員体制が確保できているか。	b	b
【特記事項】			
⑤ 危機管理	事故や災害等、緊急事態に対応できる体制が取れているか。	b	b
【特記事項】	(指) 危機管理マニュアルを策定し、年に一回実地訓練を実施している。		
⑥ 情報管理	秘密保持や個人情報保護を適切に行っているか。	b	b
【特記事項】	(指) 個人情報取扱規定を策定し、個人情報保護を適切に行っている。		

(2) サービス提供の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 事業実施	事業計画等に掲げた事業が適切に実施されているか。	b	b
【特記事項】	(指) 飲食コーナーでは厳しい経営となっており、価格の見直し等を行い継続して運営し、直売コーナーでは品揃えの充実をしている。		
② 利用者対応	利用者に対する公平性の確保や接遇ができていないか。	b	b
【特記事項】	(指) 直売コーナーでは、接遇研修を実施している。		

③ 苦情・要望への対応 【特記事項】	苦情・要望等への体制整備や対応が適切になされているか。	b	b
	(指) 日々の気づき、要望、苦情等を連絡ノートで共有し、適切な対応を心掛けている。		

(3) 指定管理者の経営安定性の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
		① 団体の経営状況 【特記事項】	指定管理業務を継続して実施できる経営状況にあるか。 (指) 光熱水費等の高騰によって飲食部門においては厳しい経営状況ですが、メニューを一新し、一層経費削減を図ることで安定した経営を実施できると判断し取り組みを継続して行っている。

(4) その他特記事項 ((1)～(3)以外で特別な取組等の実施等があれば記載してください。)

----- これ以降は市所管課が記入します。指定管理者は記入しないでください。 -----

5 総合評価

総合評価	評価内容及び指摘事項
B	協定や事業計画等を遵守して事業を継続している。 経営状況を改善するため、メニュー及び料金等の一新を行っている。

【参考】現指定管理者の過去の評価結果

総合評価	R2. 4. 1 ～ R3. 3. 31	R3. 4. 1 ～ R4. 3. 31	R4. 4. 1 ～ R5. 3. 31	R5. 4. 1 ～ R6. 3. 31	
		B	B	B	B

【参考】評価の基準

区分	評価	内 容
評価基準	a (優良)	協定や事業計画等を遵守した上で、更に独自の取組等を実施している。
	b (良好)	協定や事業計画等を遵守し、適切に実施している。
	c (要改善)	協定や事業計画等を遵守できていない箇所がある。
	—	該当なし
総合評価基準	A (優良)	評価にcが含まれず、かつaが3つ以上含まれている。
	B (良好)	A (優良)、C (要改善) に該当しないもの。
	C (要改善)	cが2つ以上含まれている。

令和6年度 公の施設の指定管理者モニタリング評価シート

(評価対象期間：令和6年4月1日～令和6年10月31日)

産業 部 商工観光 課

1 指定管理の概要等（基礎情報）

公の施設名	江田島市ふるさと交流館		
所在地	江田島市江田島町中央一丁目3番10号		
設置根拠(法令等)	江田島市ふるさと交流館設置及び管理条例		
設置目的	特産品等の展示、販売等を行うことにより、観光業の振興及び地域住民の交流の促進を図る。		
指定管理者の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・観光案内（窓口・電話・メール） ・特産品の販売 ・休憩室の提供 		
施設規模等	施設内容：休憩所、事務室、展示室、交流室 延べ床面積：259.36㎡		
指定管理者名	一般社団法人江田島市観光協会		
所在地	江田島市江田島町中央一丁目3番10号		
代表者	代表理事 伊藤 富美雄		
公募／非公募	非公募		
利用料金制の有無	有		
指定期間(年数)	令和3年4月1日	～	令和6年10月31日 (4年間) 期 第4期目
ホームページアドレス	https://etajima-kanko.com/		
その他特記事項			

2 業務内容の確認方法等

項目	実績	内容
事業報告書等	○	収支決算書等
会議・打ち合わせ等		
現地調査・立入検査	○	修繕等現地確認

3 収支状況及び利用状況

区分	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	備考	
	～ R4.3.31	～ R5.3.31	～ R6.3.31	～ R6.10.31		
収支状況 (千円)	収入 (a)	8,326,095	10,164,810	8,118,652	5,674,256	
	指定管理料	2,900,000	2,900,000	2,900,000	1,691,000	
	利用料金収入	0	0	0	0	
	その他収入	5,426,095	7,264,810	5,218,652	3,983,256	
	支出 (b)	4,035,454	4,913,816	5,405,520	2,617,470	
	人件費	1,097,074	1,216,710	1,266,316	679,244	
	管理費	967,445	1,087,016	989,824	605,175	
	光熱水費	806,947	901,408	794,320	504,183	
	修繕料	0	0	0	0	
	委託料	160,498	185,608	195,504	100,992	
その他支出	1,970,935	2,610,090	3,149,380	1,333,051		
うち市への負担金						
差引 (a-b)	4,290,641	5,250,994	2,713,132	3,056,786		
利用者数	4,095人	6,795人	6,541人	4,166人	人	
その他()						

4 評価

※自己評価欄には指定管理者が、市所管評価欄には市担当課が、それぞれの項目の評価をa～cで記載してください。
 【特記事項】欄には、その評価を行った具体的理由を記載してください。なお、指定管理者が記載した場合は(指)を、市担当課が記載した場合には(市)を、記載した文章の先頭に付けてください。

(1) 管理運営等の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 施設の管理運営	協定等に基づき、運営日時の遵守や、施設や備品の適正な維持管理が行われているか。	b	b
【特記事項】	(指) 協定等に基づき、適切な維持管理を行っている。		
② 使用許可	使用許可、使用制限、許可条件の変更や、それらの平等な取扱いができていないか。	b	b
【特記事項】	(指) 2階交流室について、市民等からの施設の使用申し込みに対し、平等な取り扱いを実施している。		
③ 利用料金の取扱い	利用料金の設定及び取扱いが適正に行われているか。	b	b
【特記事項】	(指) 開館時間内の使用料は無料となっているため、使用料は発生していない。また、開館時間以外の交流室の利用はない。		
④ 実施体制	業務執行に必要な職員体制が確保できているか。	b	b
【特記事項】	(指) 一度に複数の来館者が来た際、対応が追いつかないことがある。 (市) 現状の規模を考えると人員は確保できている、苦情も出ていないためb評価とする。		
⑤ 危機管理	事故や災害等、緊急事態に対応できる体制が取れているか。	b	b
【特記事項】	(指) 緊急時の連絡網を年度ごとに作成している。		
⑥ 情報管理	秘密保持や個人情報保護を適切に行っているか。	b	b
【特記事項】	(指) 個人情報の取り扱いについては細心の注意を払っており、不必要となった個人情報については速やかに処分を行っている。		

(2) サービス提供の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 事業実施	事業計画等に掲げた事業が適切に実施されているか。	b	b
【特記事項】	(指) 事業計画に掲げた業務を適切に遂行している。		
② 利用者対応	利用者に対する公平性の確保や接遇ができていないか。	b	b
【特記事項】	(指) 観光客の来館が主であるが、市民の交流の場としても利用してもらえるよう、2階交流館の貸出も行っている。また、外国人観光客への対応を円滑化させるため、ポケトーク（携帯翻訳機）を導入している。		
③ 苦情・要望への対応	苦情・要望等への体制整備や対応が適切になされているか。	b	b
	(指) 来館者向けのアンケートを設置し、要望・意見等を収集している。苦情・要望等があった場合にはその内容を職員内で共有し、検討・対応するようにしている。		

(3) 指定管理者の経営安定性の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
		① 団体の経営状況	指定管理業務を継続して実施できる経営状況にあるか。
【特記事項】	(指) 本協会は、観光振興策を官民一体となって推進している一般社団法人である。本市への交流人口の拡大及び滞在時間の増加を目的にレンタサイクル事業など各種取組を行っているが、本協会の運営費は市の補助金を主な財源として運営している。 (市) 観光協会は様々な取組を行っているが、運営は市補助金を主に活動している。経営状況は、当該業務を継続できる状況であるため、b評価とする。		

(4) その他特記事項 ((1)～(3)以外で特別な取組等の実施等があれば記載してください。)

----- これ以降は市所管課が記入します。指定管理者は記入しないでください。 -----

5 総合評価

総合評価	評価内容及び指摘事項
B	協定等に基づき、適正に運営されている。本市の観光振興のため、特産品販売等の周知や施設利用者数の増加など独自事業に努めてほしい。

【参考】現指定管理者の過去の評価結果

総合評価	R3. 4. 1 ～R4. 3. 31	R4. 4. 1 ～R5. 3. 31	R5. 5. 1 ～R6. 3. 31		
	B	B	B	B	

【参考】評価の基準

区分	評価	内容
評価基準	a (優良)	協定や事業計画等を遵守した上で、更に独自の取組等を実施している。
	b (良好)	協定や事業計画等を遵守し、適切に実施している。
	c (要改善)	協定や事業計画等を遵守できていない箇所がある。
	—	該当なし
総合評価基準	A (優良)	評価にcが含まれず、かつaが3つ以上含まれている。
	B (良好)	A (優良)、C (要改善)に該当しないもの。
	C (要改善)	cが2つ以上含まれている。

令和6年度 公の施設の指定管理者モニタリング評価シート

(評価対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日)

産業 部 商工観光 課

1 指定管理の概要等 (基礎情報)

公の施設名	真道山森林公園		
所在地	江田島市能美町中町3420番地1		
設置根拠(法令等)	江田島市森林公園設置及び管理条例		
設置目的	優れた自然環境にある森林を保護するとともに、その利用の促進を図り、もって市内外の人々の保健及び休養に資する。		
指定管理者の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・設置目的を達するための事業実施 ・施設等の管理運営 		
施設規模等	施設内容：管理棟、キャンプ場、コインシャワー、音楽広場、練習スタジオ、コテージ、トイレ、駐車場 公園面積：15,100㎡		
指定管理者名	公益社団法人江田島市シルバー人材センター		
所在地	江田島市江田島町中央一丁目15番15号		
代表者	理事長 渡辺 高久		
公募/非公募	公募		
利用料金制の有無	有		
指定期間(年数)	令和5年4月1日～令和10年3月31日(5年間)	期	第2期目
ホームページアドレス	http://etajima-sc.com/shindouzan.html		
その他特記事項			

2 業務内容の確認方法等

項目	実績	内容
事業報告書等	○	収支決算書等
会議・打ち合わせ等		
現地調査・立入検査	○	修繕等現地確認

3 収支状況及び利用状況

単位(千円)

区分	R2.4.1 ～ R3.3.31	R3.4.1 ～ R4.3.31	R4.4.1 ～ R5.3.31	R5.4.1 ～ R6.3.31	R6.4.1 ～ R7.3.31	備考
	収入(a)	5,540	5,667	5,820	5,660	
指定管理料	2,824	2,824	2,824	3,000	3,000	
利用料金収入	2,638	2,324	2,720	2,620	1,962	
その他収入	78	519	276	40	237	自己資金等
支出(b)	5,540	5,667	5,820	5,219	5,331	
人件費	2,735	2,680	2,936	2,647	3,047	
管理費	1,678	1,647	2,375	2,025	1,970	
光熱水費	806	910	1,201	742	1,021	
修繕料	569	503	940	1,046	221	
委託料	303	234	234	237	728	
その他支出	1,127	1,340	509	547	314	消耗品費等
うち市への負担金	0	0	0	0	0	
差引(a-b)	0	0	0	441	▲132	自己資金を充当
利用者数	3,589人	2,723人	3,660人	3,522人	3,008人	
その他()						

4 評価

※自己評価欄には指定管理者が、市所管評価欄には市担当課が、それぞれの項目の評価を a～c で記載してください。
 【特記事項】欄には、その評価を行った具体的理由を記載してください。なお、指定管理者が記載した場合は(指)を、市担当課が記載した場合には(市)を、記載した文章の先頭に付けてください。

(1) 管理運営等の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
		① 施設の管理運営	協定等に基づき、運営日時の遵守や、施設や備品の適正な維持管理が行われているか。
【特記事項】	(指) 基本協定書及び事業計画に基づき、適切に運営している。		
② 使用許可	使用許可、使用制限、許可条件の変更や、それらの平等な取扱いができていますか。	b	b
【特記事項】	(指) 市内外からの利用者に丁寧な電話対応を心掛け、使用許可している。		
③ 利用料金の取扱い	利用料金の設定及び取扱いが適正に行われているか。	a	b
【特記事項】	(指) 他のキャンプ場に比べ、全区画リーズナブルな価格にしている。 (市) 条例の利用料金に沿った利用料金で適正に運営しているため、b 評価とする。		
④ 実施体制	業務執行に必要な職員体制が確保できているか。	b	b
【特記事項】	(指) 通常1名体制（男性会員3人がローテーション）。週1回、女性会員も清掃作業に従事している。		
⑤ 危機管理	事故や災害等、緊急事態に対応できる体制が取れているか。	b	b
【特記事項】	(指) 緊急時安全対策及び防災対策連絡網（緊急時の体制等）に基づき対処する。		
⑥ 情報管理	秘密保持や個人情報保護を適切に行っているか。	b	b
【特記事項】	(指) 利用者の申込書は鍵のかかる場所へ適正に保管している。		

(2) サービス提供の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
		① 事業実施	事業計画等に掲げた事業が適切に実施されているか。
【特記事項】	(指) すべて計画書どおりに管理している。		
② 利用者対応	利用者に対する公平性の確保や接遇ができていますか。	b	b
【特記事項】	(指) 利用者に対して常に親切・丁寧な対応をしている。		
③ 苦情・要望への対応	苦情・要望等への体制整備や対応が適切になされているか。	b	b
【特記事項】	(指) 利用者からの要望等に対応するため、ご意見箱を設置している。		

(3) 指定管理者の経営安定性の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
		① 団体の経営状況	指定管理業務を継続して実施できる経営状況にあるか。
【特記事項】	(指) 令和5年度から指定管理料も増していただいた。夏休みミニキャンプも市内の児童を対象として開催し好評であった。継続して実施できると判断している。 (市) 指定管理者の履行能力を考えると、今後も継続して実施できるため、b評価とする。		

(4) その他特記事項 ((1)～(3)以外で特別な取組等の実施等があれば記載してください。)

----- これ以降は市所管課が記入します。指定管理者は記入しないでください。 -----

5 総合評価

総合評価	評価内容及び指摘事項
B	年間を通じて草刈り等の手入れが行き届き、施設の老朽化にも適宜修繕をするなど利用者へのサービス向上に努めている。新たな取り組みとして実施した夏休みミニキャンプ等をはじめ、施設を活用した事業を継続し、利用者の増加に取り組んでもらいたい。

【参考】現指定管理者の過去の評価結果

総合評価	H31. 4. 1 ～ R2. 3. 31	R2. 4. 1 ～ R3. 3. 31	R3. 4. 1 ～ R4. 3. 31	R4. 4. 1 ～ R5. 3. 31	R5. 4. 1 ～R6. 3. 31
		B	B	B	B

【参考】評価の基準

区分	評価	内 容
評価基準	a (優良)	協定や事業計画等を遵守した上で、更に独自の取組等を実施している。
	b (良好)	協定や事業計画等を遵守し、適切に実施している。
	c (要改善)	協定や事業計画等を遵守できていない箇所がある。
	—	該当なし
総合評価基準	A (優良)	評価にcが含まれず、かつaが3つ以上含まれている。
	B (良好)	A (優良)、C (要改善)に該当しないもの。
	C (要改善)	cが2つ以上含まれている。

令和6年度 公の施設の指定管理者モニタリング評価シート

(評価対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日)

産業 部 商工観光 課

1 指定管理の概要等 (基礎情報)

公の施設名	入鹿海浜環境活用施設		
所在地	江田島市沖美町是長1315番地2		
設置根拠(法令等)	江田島市水産交流施設設置及び管理条例		
設置目的	農山漁村が一体となった環境保全・生態系に配慮した地域整備と農林水産業の持つ地域資源を有効活用し、市民が誇りを持ち、かつ、都市住民に「憩いの場」を提供することにより魅力ある農山漁村空間を創造するとともに、地域の活性化を図るため。		
指定管理者の業務	都市交流施設としての役割を果たす管理棟、釣り桟橋等の活用及び管理保全		
施設規模等	施設内容：釣り桟橋1基(連絡渡橋、浮涵)、管理棟(鉄骨造平屋建) 延べ床面積：48.30㎡		
指定管理者名	沖漁業協同組合		
所在地	江田島市沖美町岡大王558番地		
代表者	代表理事組合長 丸木 秀夫		
公募/非公募	非公募		
利用料金制の有無	有		
指定期間(年数)	令和3年4月1日～令和8年3月31日(5年間)	期	第4期目
ホームページアドレス	-		
その他特記事項			

2 業務内容の確認方法等

項目	実績	内容
事業報告書等	○	管理運営状況報告書
会議・打ち合わせ等		
現地調査・立入検査	○	修繕等現地確認

3 収支状況及び利用状況

区分	R2.4.1 ～ R3.3.31	R3.4.1 ～ R4.3.31	R4.4.1 ～ R5.3.31	R5.4.1 ～ R6.3.31	R6.4.1 ～ R7.3.31	備考
	収入 (a)	11	11	8	8	
指定管理料	0	0	0	0	0	
利用料金収入	11	11	2	4	0	
その他収入	0	0	6	4	11	自己資金等
支出 (b)	6	7	8	8	11	
人件費	0	0	0	0	0	
管理費	6	7	8	8	11	
光熱水費	6	7	8	8	11	
修繕料	0	0	0	0	0	
委託料	0	0	0	0	0	
その他支出	0	0	0	0	0	
うち市への負担金	0	0	0	0	0	
差引 (a-b)	5	4	0	0	0	
利用者数	36人	36人	6人	12人	0人	
その他()					桟橋破損中	

4 評価

※自己評価欄には指定管理者が、市所管評価欄には市担当課が、それぞれの項目の評価をa～cで記載してください。
【特記事項】欄には、その評価を行った具体的な理由を記載してください。なお、指定管理者が記載した場合は(指)を、市担当課が記載した場合は(市)を、記載した文章の先頭に付けてください。

(1) 管理運営等の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 施設の管理運営	協定等に基づき、運営日時の遵守や、施設や備品の適正な維持管理が行われているか。	b	b
【特記事項】	(指) 協定等に基づき、適切に管理している。		
② 使用許可	使用許可、使用制限、許可条件の変更や、それらの平等な取扱いができていないか。	b	b
【特記事項】	(市) 協定事項等を守り、適切な運営をしている。		
③ 利用料金の取扱い	利用料金の設定及び取扱いが適正に行われているか。	b	b
【特記事項】	(指) 条例に基づき、適切に対応している。		
④ 実施体制	業務執行に必要な職員体制が確保できているか。	a	b
【特記事項】	(指) 夏期遊泳期間中は隣接する入鹿多目的公園内に人員を配置し対応している。 (市) 協定や事業計画等に沿って、適切に実施しているのでb評価とする。		
⑤ 危機管理	事故や災害等、緊急事態に対応できる体制が取れているか。	b	b
【特記事項】	(指) 夏期遊泳期間中は隣接する入鹿多目的公園内に人員を配置し、緊急事態等に対応できる体制を取っている。		
⑥ 情報管理	秘密保持や個人情報保護を適切に行っているか。	b	b
【特記事項】	(指) 個人情報は取り扱っていない。		

(2) サービス提供の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 事業実施	事業計画等に掲げた事業が適切に実施されているか。	b	b
【特記事項】	(指) 部分破損中の設置時は、小田港に移動し管理している。		
② 利用者対応	利用者に対する公平性の確保や接遇ができていないか。	b	b
【特記事項】	(指) 特に偏りなく、公平・公正感を持たれるように対応している。		
③ 苦情・要望への対応	苦情・要望等への体制整備や対応が適切になされているか。	b	b
【特記事項】	(指) 苦情・要望があった場合には、柔軟かつ適切に対応をしている。		

(3) 指定管理者の経営安定性の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 団体の経営状況	指定管理業務を継続して実施できる経営状況にあるか。	b	b
【特記事項】	(指) 経常利益が出ており、安定した経営状況にあることから、継続して実施できると判断している。 (市) 継続実施ができると評価し、b評価とする。		

(4) その他特記事項（(1)～(3)以外で特別な取組等の実施等があれば記載してください。）

--

----- これ以降は市所管課が記入します。指定管理者は記入しないでください。 -----

5 総合評価

総合評価	評価内容及び指摘事項
B	入鹿海浜環境活用施設と入鹿多目的公園を一体的に管理運営し、経費の削減や効果的な運営が認められる。栈橋設置時には、気象状況を確認し、施設が破損しないよう対応している。

【参考】現指定管理者の過去の評価結果

総合評価	R2.4.1 ～ R3.3.31	R3.4.1 ～ R4.3.31	R4.4.1 ～ R5.3.31	R5.4.1 ～ R6.3.31	
	B	B	B	B	

【参考】評価の基準

区分	評価	内 容
評価基準	a（優良）	協定や事業計画等を遵守した上で、更に独自の取組等を実施している。
	b（良好）	協定や事業計画等を遵守し、適切に実施している。
	c（要改善）	協定や事業計画等を遵守できていない箇所がある。
	－	該当なし
総合評価基準	A（優良）	評価にcが含まれず、かつaが3つ以上含まれている。
	B（良好）	A（優良）、C（要改善）に該当しないもの。
	C（要改善）	cが2つ以上含まれている。

令和6年度 公の施設の指定管理者モニタリング評価シート

(評価対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日)

産業 部 商工観光 課

1 指定管理の概要等 (基礎情報)

公の施設名	入鹿多目的公園		
所在地	江田島市沖美町是長1315番地6		
設置根拠(法令等)	江田島市水産交流施設設置及び管理条例		
設置目的	農山漁村が一体となった環境保全・生態系に配慮した地域整備と農林水産業のもつ地域資源を有効活用し、市民が誇りを持ち、かつ、都市住民に「憩いの場」を提供することにより魅力ある農山漁村空間を創造するとともに、地域の活性化を図るため。		
指定管理者の業務	公園の利用調整及び管理保全		
施設規模等	施設内容：多目的広場（街灯9基、休憩ベンチ5基、植栽）、エスキーツennis場、駐車場		
指定管理者名	沖漁業協同組合		
所在地	江田島市沖美町岡大王558番地		
代表者	代表理事組合長 丸木 秀夫		
公募/非公募	非公募		
利用料金制の有無	有		
指定期間(年数)	令和3年4月1日～令和8年3月31日(5年間)	期	第4期目
ホームページアドレス	-		
その他特記事項			

2 業務内容の確認方法等

項目	実績	内容
事業報告書等	○	管理運営状況報告書
会議・打ち合わせ等		
現地調査・立入検査	○	修繕等現地確認

3 収支状況及び利用状況

区分	R2.4.1 ～ R3.3.31	R3.4.1 ～ R4.3.31	R4.4.1 ～ R5.3.31	R5.4.1 ～ R6.3.31	R6.4.1 ～ R7.3.31	備考
	収入 (a)	590	362	470	428	
指定管理料	0	0	0	0	0	
利用料金収入	590	362	470	428	464	
その他収入	0	0	0	0	0	
支出 (b)	437	231	266	282	315	
人件費	120	230	258	271	304	
管理費	316			0	0	
光熱水費	0	0	0	0	0	
修繕料	0	0	0	0	0	
委託料	316	0	0	0		
その他支出	1	1	8	11	11	
うち市への負担金	0	0	0	0	0	
差引 (a-b)	153	131	204	146	149	
利用者数	984台	604台	784台	621台	688台	
その他(駐車台数)				他貸切1回	他貸切1回	

4 評価

※自己評価欄には指定管理者が、市所管評価欄には市担当課が、それぞれの項目の評価をa～cで記載してください。
 【特記事項】欄には、その評価を行った具体的な理由を記載してください。なお、指定管理者が記載した場合は(指)を、市担当課が記載した場合には(市)を、記載した文章の先頭に付けてください。

(1) 管理運営等の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
		① 施設の管理運営	協定等に基づき、運営日時の遵守や、施設や備品の適正な維持管理が行われているか。
【特記事項】	(指) 協定等に基づき、適切に管理している。夏季海水浴シーズンには除草を施し整理員を配置して管理に当たっている。		
② 使用許可	使用許可、使用制限、許可条件の変更や、それらの平等な取扱いができていないか。	b	b
【特記事項】	(市) 協定事項等を守り、適切に対応しており、不平等な扱いは行っていない。		
③ 利用料金の取扱い	利用料金の設定及び取扱いが適正に行われているか。	b	b
【特記事項】	(指) 近隣駐車場の値段などを考慮し、利用者が利用しやすい価格設定をしている。		
④ 実施体制	業務執行に必要な職員体制が確保できているか。	b	b
【特記事項】	(指) 夏期遊泳期間中は人員を配置し、料金の徴収や車の誘導等の対応している。		
⑤ 危機管理	事故や災害等、緊急事態に対応できる体制が取れているか。	b	b
【特記事項】	(指) 夏期遊泳期間中は人員を配置し緊急事態等に対応できる体制を取っている。		
⑥ 情報管理	秘密保持や個人情報保護を適切に行っているか。	b	b
【特記事項】	(指) 個人情報は取り扱っていない。		

(2) サービス提供の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
		① 事業実施	事業計画等に掲げた事業が適切に実施されているか。
【特記事項】	(指) 年に数回除草業務を実施し、適切に管理している。 (市) 協定や事業計画等に沿って、適切に実施しているのでb評価とする。		
② 利用者対応	利用者に対する公平性の確保や接遇ができていないか。	b	b
【特記事項】	(指) 特に偏りなく、公平・公正感を持たれるように対応している。		
③ 苦情・要望への対応	苦情・要望等への体制整備や対応が適切になされているか。	b	b
【特記事項】	(指) 苦情・要望があった場合には、柔軟かつ適切に対応をしている。		

(3) 指定管理者の経営安定性の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
		① 団体の経営状況	指定管理業務を継続して実施できる経営状況にあるか。
【特記事項】	(指) 経常利益が出ており、安定した経営状況にあることから、継続して実施できると判断している。 (市) 継続実施ができると評価し、b評価とする。		

(4) その他特記事項（(1)～(3)以外で特別な取組等の実施等があれば記載してください。）

--

----- これ以降は市所管課が記入します。指定管理者は記入しないでください。 -----

5 総合評価

総合評価	評価内容及び指摘事項
B	入鹿海浜環境活用施設と入鹿多目的公園を一体的に管理運営し、経費の削減や効果的な運営が認められる。除草業務を実施し、施設の維持管理を適切に実施している。

【参考】現指定管理者の過去の評価結果

総合評価	R2.4.1 ～ R3.3.31	R3.4.1 ～ R4.3.31	R4.4.1 ～ R5.3.31	R5.4.1 ～ R6.3.31	
B	B	B	B	B	

【参考】評価の基準

区分	評価	内容
評価基準	a (優良)	協定や事業計画等を遵守した上で、更に独自の取組等を実施している。
	b (良好)	協定や事業計画等を遵守し、適切に実施している。
	c (要改善)	協定や事業計画等を遵守できていない箇所がある。
	—	該当なし
総合評価基準	A (優良)	評価にcが含まれず、かつaが3つ以上含まれている。
	B (良好)	A (優良)、C (要改善) に該当しないもの。
	C (要改善)	cが2つ以上含まれている。

令和6年度 公の施設の指定管理者モニタリング評価シート

(評価対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日)

産業 部 商工観光 課

1 指定管理の概要等（基礎情報）

公の施設名	サンビーチおきみ		
所在地	江田島市沖美町是長1433番地2		
設置根拠(法令等)	江田島市山村振興等農林漁業施設設置及び管理条例		
設置目的	地域にある美しい自然、伝統文化や多様な農林漁業生産活動を生かし、就業機会の確保を図り、都市住民等の農村滞在型余暇活動を促進し、農林漁業及び関連産業の振興を図る。		
指定管理者の業務	<ul style="list-style-type: none"> 付帯設備、物品の維持及び管理に関する業務並びに当該業務に付する業務 施設等の手続に関する業務 施設等の利用に伴う利用者への便宜供与 施設等の利用料の徴収業務 		
施設規模等	施設内容：宿泊室13室（和室10・洋室3）、研修室、地域交流体験室、食堂、駐車場 構造：鉄筋コンクリート造4階建て 延べ床面積：2,144.1㎡		
指定管理者名	株式会社大柿産業		
所在地	江田島市大柿町飛渡瀬4249番地1		
代表者	代表取締役 中本 修二		
公募／非公募	公募		
利用料金制の有無	有		
指定期間(年数)	令和4年4月1日	～	令和8年3月31日 (4年間) 期 第3期目
ホームページアドレス	https://uminos.com		
その他特記事項			

2 業務内容の確認方法等

項目	実績	内容
事業報告書等	○	収支決算書等
会議・打ち合わせ等		
現地調査・立入検査	○	修繕等現地確認

3 収支状況及び利用状況

区分	R2.4.1 ～ R3.3.31	R3.4.1 ～ R4.3.31	R4.4.1 ～ R5.3.31	R5.4.1 ～ R6.3.31	R6.4.1 ～ R7.3.31	備考	
収 支 状 況 (千 円)	収入 (a)	78,318	107,372	106,357	122,074	114,615	
	指定管理料	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
	利用料金収入	55,726	79,630	86,540	104,154	101,155	
	その他収入	12,592	17,742	9,817	7,920	3,460	国補助金等
	支出 (b)	78,318	107,372	106,357	122,074	112,110	
	人件費	24,276	34,493	34,099	41,058	38,393	
	管理費	15,099	17,411	17,131	15,733	14,107	
	光熱水費	12,108	15,675	15,374	13,690	12,225	
	修繕料	2,300	1,258	1,236	1,595	1,268	
	委託料	691	478	521	448	614	
その他支出	38,943	55,468	55,127	65,283	59,610		
うち市への負担金	0	0	0	0			
差引 (a-b)	0	0	0	0	2,505		
利用者数	16,024人	28,595人	31,289人	29,638人	24,940人		
その他(稼働率(宿泊))	37.8%	41.1%	40.7%	50.8%	40.8%		

4 評価

※自己評価欄には指定管理者が、市所管評価欄には市担当課が、それぞれの項目の評価をa～cで記載してください。
【特記事項】欄には、その評価（特にa評価の場合）を行った具体的理由を記載してください。
 a評価は、協定や事業計画等を遵守するだけでなく、更に独自の取組等を実施しているものが該当になります。（独自の取組等がない場合はb以下になります。）。なお、指定管理者が記載した場合は（指）を、市担当課が記載した場合には（市）を、記載した文章の先頭に付けてください。

(1) 管理運営等の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 施設の管理運営	協定等に基づき、運営日時の遵守や、施設や備品の適正な維持管理が行われているか。	b	b
【特記事項】	(指) 協定等に基づき適切な維持管理に努めている。 (市) 現地確認を行った結果、適切に運営されていることを確認した。		
② 使用許可	使用許可、使用制限、許可条件の変更や、それらの平等な取扱いができているか。	b	b
【特記事項】	(指) 協定事項等を守り、適切な対応を行っている。		
③ 利用料金の取扱い	利用料金の設定及び取扱いが適正に行われているか。	a	a
【特記事項】	(指) 料金設定など宿泊状況の合わせ適切な料金ルートで、江田島観光をはじめ、仕事などのご利用、また家族旅行のお客様にお得に宿泊していただいた。 (市) 安い料金設定で従業員努力によるサービスの向上を図っており、そういった努力が収益改善や利用者増につながっている。		
④ 実施体制	業務執行に必要な職員体制が確保できているか。	b	b
【特記事項】	(指) 支配人が途中退社した為、不在での運営ではあるが、現場責任者を置いて業務に取り組んでおり、サービス人員確保及び顧客満足度向上にも努めている。 (市) 人員確保の努力が認められる、協定事項等を守り、適切な対応をしていることから、b評価とする。		
⑤ 危機管理	事故や災害等、緊急事態に対応できる体制が取れているか。	b	b
【特記事項】	(指) 施設点検、事故・災害対応の重要性を周知・従業員教育を行っている。 (市) 協定事項等を守り、適切な対応をしていることから、b評価とする。		
⑥ 情報管理	秘密保持や個人情報保護を適切に行っているか。	b	b
【特記事項】	(指) 宿泊者カード（名簿）の月次管理を継続して行っている。鍵付き倉庫での保管、システムでのデータベース管理と個人情報流出が無いよう努めている。		

(2) サービス提供の取組の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
① 事業実施	事業計画等に掲げた事業が適切に実施されているか。	b	a
【特記事項】	(指) レンタサイクル継続実施、カタログ掲示、スタッフからお客様へのおすすめで利用者満足度向上に取り組んでいる。生簀を活用し、江田島でとれた活魚を提供し、お客様にも喜んでいただいている。 (市) 事業計画に掲げた事業のみならず、利用者を増やすための各種サービスの創設など自主的な事業に取り組んでおり、それが収益改善や利用者増につながっている。		
② 利用者対応	利用者に対する公平性の確保や接遇ができているか。	a	b
【特記事項】	(指) ホテルマンとしてのスキルアップを図り、お客様満足度を上げている。建物が古いながらも、アンケートなども大変ありがたい評価をいただいております、宿泊や宴会ご利用のリピーターも増えている。 (市) スキル向上の努力が認められる、協定事項等を守り、適切な対応をしていることから、b評価とする。		

③ 苦情・要望への対応	苦情・要望等への体制整備や対応が適切になされているか。	a	b
	【特記事項】 (指) 苦情、要望等お客様の声を伺いその場で対応できるものは即解決を心掛け、またアンケートなどでご記入いただいた案件に関しては、確認しながら対応に心掛けている。またアンケートについて、月始めには先月のアンケートを纏め、従業員に回覧し、どのように対応するかを話し合い、解決に務めている。 (市) 苦情・要望等への適切な対応がとれており b 評価とする。		

(3) 指定管理者の経営安定性の評価

評価項目	評価内容	自己評価	市所管評価
		① 団体の経営状況	指定管理業務を継続して実施できる経営状況にあるか。
【特記事項】	(指) 今期はUminosホテル事業単体で黒字であった。今後も国内・海外のお客様のご利用も増加し、江田島観光としてUminosが機能していくことが考えられる。また、本体での実績も安定しており、指定管理業務も維持して行うことが可能である。 (市) 指定管理者の経営努力により収支が大幅に改善したため、a評価とする。		

(4) その他特記事項 (1)～(3)以外で特別な取組等の実施等があれば記載してください。)

来年度は、犬の散歩に来られる方々にもカフェを利用していただけるよう、ドッグカフェとしても活用していく。

----- これ以降は市所管課が記入します。指定管理者は記入しないでください。 -----

5 総合評価

総合評価	評価内容及び指摘事項
A	旅行需要が戻りつつある状況に対応し、宿泊プランの造成やイベント事業などを実施することで前年度以上の増収を図るとともに、自己資金等による負担額も減少し経営改善ができたことは大いに評価できるためA評価とする。

【参考】現指定管理者の過去の評価結果

総合評価	R2. 4. 1 ～R3. 3. 31	R3. 4. 1 ～R4. 3. 31	R4. 4. 1 ～R5. 3. 31	R5. 4. 1 ～R6. 3. 31
	B	B	B	B

【参考】評価の基準

区分	評価	内容
評価基準	a (優良)	協定や事業計画等を遵守した上で、更に独自の取組等を実施している。
	b (良好)	協定や事業計画等を遵守し、適切に実施している。
	c (要改善)	協定や事業計画等を遵守できていない箇所がある。
	—	該当なし
総合評価基準	A (優良)	評価に c が含まれず、かつ a が 3 つ以上含まれている。
	B (良好)	A (優良)、C (要改善) に該当しないもの。
	C (要改善)	c が 2 つ以上含まれている。